

# 第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 18 日

平成20年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 0 年 6 月 1 8 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成20年6月18日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成20年6月18日 午後5時20分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 里 祐 司	7 番	宮 里 清之助
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	会 計 課 長	野 崎 康
	教 育 長	仲 地 勇	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	総務企画課長	垣 花 健	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真由美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		
	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆		

平成20年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成20年6月18日午前10時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6	議案第25号	専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について）
7	議案第26号	専決処分の承認について（平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について）
8	議案第27号	専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について）
9	議案第28号	専決処分の承認について（平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）
10	議案第29号	専決処分の承認について（平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について）
11	議案第30号	専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）
12	議案第31号	専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税の一部を改正する条例について）
13	報告第1号	平成19年度座間味村繰越明許費繰越計算書について
14	議案第32号	平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
15	議案第33号	南部広域行政組合格約の変更について
16	同意第2号	座間味村教育委員の同意について
17	同意第3号	座間味村教育委員の同意について
18	発議第9号	義務教育費国庫負担率の2分の1への復元及び30人以下学級実現のための意見書

○ 議長（宮平秀保）

皆さん、おはようございます。これより平成20年第2回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成20年6月17日現在

1. 平成20年 4月 7日、三校入学式（議員各区に出席）
2. 平成20年 4月12日、平成20年座間味村海びらき（議員参加）
3. 平成20年 4月25日、市町村行政連絡会議（パシフィックホテル、副議長参加）
4. 平成20年 5月21日～ 5月25日、離島六村議会運営協議会（北大東村、議員 6名参加）
5. 平成20年 6月12日、議員全員協議会
6. 平成20年 6月16日、議会勉強会

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

行 政 報 告

平成20年6月18日

平成20年	3月22日	南部自動車道開通式
	〃	南部町村会
	23日	南部トリムマラソン開会式
	〃	住民会議
	24日	教職員等離任式
	26日	平和の塔参拝
	〃	へり医師添乗調印
	27日	那覇市・南風原町環境衛生組合
	〃	那覇港利用促進協議会
	28日	国税事務所長来訪
	29日	クジラと花の音楽祭
	〃	追悼式（急患輸送隊）
	31日	退職者辞令交付
4月	1日	辞令交付、新年度初め訓示
	2日	教育委員会辞令交付式
	5日	自民党県連と市町村長懇談

平成20年	4月	7日	3校入学式
		9日	むらづくり意見交換会（阿嘉総合センター）
		10日	むらづくり意見交換会（座間味総合センター）
		12日	海びらき
		17日	ホェールウォッチングフェスタ協賛お礼
		21日	南部広域行政組合臨時会
		25日	県民の警察官表彰式
		〃	市町村行政連絡会議
		30日	安全なまちづくり優秀警察署表彰式
5月	1日		ラフウォーター協賛依頼
		8日	南部市町村会理事会
		〃	南部振興会理事会
		13日	道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会
		〃	沖縄県道路利用者会議
		〃	那覇市長就任8周年激励会
		14日	南部振興会評議員会
		〃	南部振興会定例総会
		20日	座間味区総会
		22日	陸上自衛隊土屋中隊長面談
		23日	旅客船協会理事会・総会
		26日	中央保健所長来訪
		27日	全国離島振興協議会（久米島）～29日
6月	10日		村青少年育成村民会議総会
		〃	村学力向上対策委員会総会
		11日	株21・ざまみ取締役会
		14日	ラフウォータースイム・イン・座間味

おはようございます。この時期に入りますと雨の問題があるんですけども、きのう梅雨明け宣言がされております。今年は水も何とか90代、90%近く保っておりますことを報告いたします。

それでは皆様のお手元にですね、今年の3月18日、去った3月18日に議会の後ですけども、それ以降の私の主な活動、あるいは行動の事項を裏表で出してありますので、ひとつ御参考にさせていただきたいと思っております。これをもちまして行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○ 議長（宮平秀保）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮里祐司議員及び7番 宮里清之助議員を指名します。

日程第4．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第5. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

その前に、質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。

7番 宮里清之助議員。

#### ○ 7番（宮里清之助議員）

おはようございます。宮里清之助です。私のほうから一般質問を始めさせていただきます。先に通告書をお渡ししていますので、それを読み上げていきますのでよろしくをお願いします。

質問事項第1、第三セクター、21・ざまみについてお伺いします。修学旅行の宿泊料金の未払い問題について、宿泊事業者より陳情書という形で文書が21・ざまみ、村長、議会議長へ提出されています。その中で21・ざまみの修学旅行業務の改善要請が行われています。そこで村長にお伺いします。1点目です。地域14業者から出された陳情書の内容の事実確認についてお答えください。宿泊、民宿のみならず、サービスも含めた具体的な未払い件数、金額、期間、種類についてを、資料配付の上説明していただきたい。

2点目、代金未払いが事実であれば、株の52%を持つ村の代表であり、株式会社21・ざまみの取締役役員である村長としての対応についてお答えください。このような地域への21・ざまみの代金未払い問題が慢性化した事実として、都度地域の問題として浮上してきています。去った3月にも修学旅行の未払い、宿泊料金未払い金の整理を行ったと聞いています。未払い者の固定資産税、滞納者分への直接未払い金を振りかえたものもあると聞いています。また、4月9日の阿嘉島村政意見交換会において、公の場において初めて株式会社21・ざまみ職員の賃金の未払い問題が出ました。21・ざまみ職員の賃金の未払い問題はこれまでも、私も個人的に聞いておりましたが、この事実確認はどうなのかということですね。

そこで3点目の質問です。21・ざまみ職員の賃金の未払いの事実確認と、21・ざまみの船舶運賃の未払い疑惑の事実確認についてお答えください。船舶運賃の未払いが事実であるのであれば、21・ざまみの船舶運賃の取り扱いの経緯と未払い金内訳明細を、資料配付の上説明いただきたい。

4点目、このような株式会社21・ざまみの経営状況と多くの住民から寄せられる21・ざまみ業務への不満、不信と悪評は放置できない状況にきています。第三セクター、21・ざまみは仲村村長の村政の政策の柱であり、対外的に座間味村の顔として事業を行っています。そして株式会社21・ざまみの経営状況及び事業活動は地域へ大きな影響を与え、地域事業者及び住民の生活に直結し、村のあり方にも影響する大きな問題です。その21・ざまみの実質的オーナーであり、トップである村長は、議会及び地域に対して明確な答弁をする義務があると思います。去った議会において、株式会社21・ざまみの経営状況、その経営実態についての一般質問に対してお答えいただけなかった経緯があります。今回はぜひお答えいただきたい。

5点目、第三セクター、株式会社21・ざまみの慢性的な経営不振のしわ寄せを地域に押しつける結果となっている事実を認め、事業資金の枯渇からくる事業活動の低下は隠しようのない事実になっています。幾度となく村長みずから21・ざまみの経営改善に向けて発言がされていますが、住民との対話を重視する村政であるならば、その実現性に対し、地域及び住民の多くが否定するということは素直に耳を傾ける時期です。去った5月20日の座間味地区総会において、村長は21・ざまみの経営改善に向けて21・ざまみ観光専門子会社「21・けらま」を設立し、収益性を上げ、21・ざまみの経営健全化へ向けて取り組むと説明されました。21・ざまみの現状においての村長発言に、多くの住民は違和感を覚えたでしょう。少なくとも、私はこれ以上21・ざまみに地域の将来を預けることはできないと考えています。村政を預かる村長のお考えであり、住民の意見を聞かずして実行されるのであれば、21・ざまみ経営陣の経営責任、累積債務6,800万円及び地域への未払い金、村への未払い金への責任の所在を明確にお答えいただきたい。以

上、5点まで御回答願います。その後に次続けたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいま宮里清之助議員の5点についての質問ですが、3番目につきましては担当課長から答えさせていただきます。そのほかについては私からお答え申し上げたいと思います。

まず1つ目に、14業者から出た陳情書についてどう思うかということでございますけれども、こういう事態を引き起こしたということにつきまして、村民の皆様、あるいはまた議員各位に対しましても、本当に御心配をかけて申しわけございませんということでありまして、それで、資料を配付して説明をということですけれども、資料につきましては今まとめさせておりますので、後日差し上げたいと思います。それで私から知っている部分だけを申し上げますと、まず件数は幾つかということですが、これは後ろに種類は何かということですので、宿ですね、民宿、これが8件。それからダイビング業者が7件。それから飲食業者2件の17業者でございます。それから民宿に遅払いになっている額が約8件で300万円、306万円ですね。それからダイビング業者に対しましては7事業者で114万円。それから飲食業者で2件、これ45万円でございます。あと端数は省略しますが、そういうふうになっておりまして、このことについてはですね、後にも出てくるんですけども、7月中には整理すると。全部払うことを約束しているところでございます。

次に2番目の代金未払いが事実であればということですね。今申し上げましたように、合計では475万円という額になります。それで私として今やっておりますことは、先ほど7月に全部払いますということにしておりますけれども、今ちょうど資金繰りをしているところでして、今月中にはその資金を調達できる見込みとなっております。

次に固定資産税の立て替えというんでしょうか、ということですが、これは立て替えではなくて、この修学旅行代金の我々が業者に払う分があるのを、村が要するに差し押さえというんでしょうか、ということをやっているもの。村の税金で抑えて…徴収することをですね、差し押さえしておりますので、そういうことで7件、7事業者のこれは固定資産税が6件、それから村民税が1件で112万円の業者に行くべきものを役場の固定資産税、あるいは村民税としてお払いしております。

それから次の去った公聴会で職員の給料未払いというのがあったんだけどということで、このことについてはですね、これまでの村との契約方法が、いわゆる事業の実績払い、完了払いということになっていて、約2カ月間はその金が入ってこない状態で、職員の給与を会社がずっと出すような状況にありましたので、今年から契約の方法を変えて、月初めにその契約金が入ってくるような仕組みに変えまして、給料の不払いというのはなくすということで今整理をしたところでございます。

3につきましてはですね、担当課長から資料を交えて答弁させたいと思います。

それから4、5につきましてはですね、いわゆる21・ざまみに対する私の一つの政策、なぜこんなものをつくり、また伸ばしていこうとしているのかということでお答えをしたいと思いますけれども、これは繰り返しになって申しわけございませんが、ぜひ整理をするという意味でですね、議員各位もひとつ聞いていただきたいと思います。私、平成5年にここに助役として出向してまいりました。そのときに、助役になったときにですね、地域開発、地域での活性化というのはどうあるべきかというふうなことを、助役としてこの村に来るときに課題を担いまいりました。そのときに離島地域におけるこの雇用創出というのをどうしたらいいかということ、いろいろ自治省の皆さんなどと話をしていたら、やはりこれは地域におけるこの雇用の創出というのは、お年寄りが多くなっていく中で非常に若者は少ない、お年寄りが多い中でいわゆる

る雇用というものは、非常にいろんな面でやらないといけないということで、実はこの平成10年に、これ自治省からの支援金でつくった調査ですけれども、外界離島における産業振興と高齢化対策に関する調査というものを踏まえてですね、じゃあ何をするかということ、こういう島では一つの事業を1人でやっていくというのは、当然子供を学校に出したり、あるいはそうしたような持続した仕事は見つけにくいので、いわゆる1日8時間働いて、ちゃんとした給料がもらえるということで提案されたのがこの21・ざまみの形式でございます。それをやがて村長になりまして、助役のときに提案して、前の政権で提案していたんですけども、それがつくられていなくて、私が来てこれを立ち上げたものでございます。その中でこれを21・ざまみは、ですからこの村の産業振興のいわゆるプロモーターというんでしょうか。いろんな観光産業を核にして、その複合産業を確立していく一つの事業地帯ということでありまして、それで事業の基本というんでしょうか。は4つに置いております。これは何かと言いますと、まず1つは観光産業。これは民宿、民泊というものをひとつやろうということです。その中でもリネンサービス、それから惣菜等の共同提供ということを掲げてやりましたけれども、これはいずれもまだ陽の目を見ておりません。それから2番目にはですね、特産品の生産といわゆる開発販売ということで、やったことがパパイヤ、これを各家庭に2本植えて、いろいろ加工して持って行こうと。それからインカのめざめ。この2つをやりまして、今少し休止状態にありますけれども、これをどうしてももう1回起こしかえないといけない。それで、もう一つはこの21・ざまみが果たした役割としては、今販売という面ではなまり節とか、あるいはモズクの製品でですね、確実に定着してきております。そういう一つの寄り水的なところが根底にある。それからもう一つ大事なことはですね、農業振興という意味で堆肥の生産販売というのをうたっております。これがまだ実現してなくて、今年からでも何とか生ごみ、あるいは下水処理場のケーキを使いながら立ち上げようという考え方を、今皆さんに一言相談をしているとこととでございます。それからもう一つ、今、あとでも皆さんからいろいろ質問が出てくるんですけども、いわゆるブナの受託事業。これは確実に村も得をするような形でやっというということで、人一人を雇いますとどうしても月何万という金が出ていくんですけども、これを2時間、2時間で集めていったら、1人の人で3つか4つぐらいの仕事が受けられるということでの受託事業という、この4つですね、基本を置いて21・ざまみを運営してきております。しかし、今先ほど申しましたように、かなり逼迫した状態であります。今後は、やっこれできまして、今期で10歳になります。ただ1年目はですね、一月というひとつの事業年度でしたので、今9歳かなというふうに思いますけれども、生まれて10年、10歳ですけども、やっですね、じゃあ何をすればこの会社は立っていけるかという形が見つけ出されたのかなという感じをしております。これまでの代表者も一生懸命やってきたんですけども、なかなかスムーズに今運営できるという形にはなっておりません。今後はやっぱり観光と、それから農業、JAにかわる農業の振興を手助けすると。それから受託事業、村と一緒にひとつ安く上がるようなことを考えているということです。

それでこの中でですね、累積債務6,800万円、これそのとおりでございます。これをどういうふうに解消していくかと言いますと、今支払い計画でいきますと平成26年にはですね、平成26年にはその債務は消すと、消せるという考え方を持っております。それで、今地域への未払い金のことにつきましては、先ほど申しましたけれども、7月中には処理するように努力しているところとございまして、それから今後の方向性、観光専門会社という話がありましたけれども、先ほど申しましたように、観光も修学旅行、国内の大手エージェントさんと協同して、観光産業のレベルアップを図っていきたいということで今考えております。この間お話し上げたのは、そういったような考え方でございます。それで私としては、この6,800万円という累積赤字が一日も早く消せるように、社長と一緒に頑張って頑張ることだと思っております。以上でよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの宮里清之助議員の③船舶の運賃の未払いについて。これは船舶課のほうでお答えしたいと思います。株式会社21・ざまみの貨物運賃は第三セクター、21・ざまみの育成と農業振興のため、主として堆肥類の運賃を条例に基づいて免除していましたが、平成15年度からは徴収をしております。現在、293万6,805円の未納があります。これについては資料を配付しておりますが、このほうになります。これは平成15年から平成19年度までの21・ざまみの滞納分として出していますが、ちなみに平成15年度には58万4,220円、平成16年度が68万1,040円、平成17年度が59万839円、平成18年度47万6,224円、平成19年度に60万4,482円、あわせて293万6,805円の未納が現在あります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

そのまま進みたいんですけども、二、三点、返しの質問をしたいと思います。

まず船舶課長のほうにお伺いします。この21・ざまみの滞納分、これは滞納残高ですか。というのはですね、ここは一度でも払われたことありますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

平成15年から平成19年度まではまだ支払いはありません。

○ 7番（宮里清之助議員）

一度もないということですね。

○ 船舶課長（宮村英美）

そうです。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

これ滞納分というよりは、払う意思がないととらえて、村もこれ免除しているというとらえ方がされてもしょうがないですね。5年前ですよ。平成15年から一度も支払いがないということですね。わかりました。この点はいいです。

それとですね、折り返しですが未払い金、地域業者の未払い金の明細についてですけども、村長からお答えがありました。実際、おととい21・ざまみの社長ともお話聞かせていただいたんですけども、内容に若干差があります。21・ざまみの社長のほうから400万円の残額があるということだったんですね。実は、こちらで知っているだけでもですね、村長が先ほどお話しされた明細とどっちが正しいかわかりませんけれども、金額的にも若干違います。この数字はもう一度、再度21・ざまみのほうにもちょっとお話したんですけども、業者からの確認書をもらってくれと言ったんですけどね、こんな金額じゃないです。これははっきり言えます。これについてはもう一度よく役員会でですね、正直に検討されてください。

それと社長のほうからは6月中に支払いをしますという発言をいただいておりますので、これも役員会で村長はぜひ確認されてください。村長は7月中とおっしゃられていますけれども、6月中という答弁をもらっ

ています。

それと、この他の地域業者についての取り扱いについてですね、十分に21役員会で意思疎通がされているというふうには思いません。本当にこれは、取締役会の議題で、正規にも上がっていないということですので、地域が今このことですごく苦しんでいるということをぜひ切実意に、危機感を持って21組織の存亡にもかかるようなことという対応でぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけども、そういった危機感が経営陣からほとんど伝わってきていません。これだけでも待てないのかという横暴な対応にしか見えません。ぜひこの辺はですね、社長も各事業者を回って、事業説明とおわびを入れるということを明言されていますので、ぜひ村長のほうからも実行されるよう、よろしくお願いします。

それと4、5についてですね。この後21・ざまみとの村との関係について、まとめてお伺いしたいと思いますので、質問を進めさせていただきます。

村と21・ざまみとの関係について。村と21・ざまみとの一括契約について、資料配付の上説明いただきたい。1点目、座間味村が所有する施設等の管理及び環境衛生にかかわる委託業務とは、具体的にどこまで21・ざまみの権限及び行為が許されているのか。座間味村が所有する施設内における営業行為に関する取り決めについてお答えいただきたい。まず阿嘉港ターミナル施設内における営業行為について、21・ざまみが第三者に営業許可を与え、営業行為を行っていることの実事確認についてお答えいただきたい。

2点目、座間味港ターミナルについて。阿嘉港ターミナルも同様ですが、施設内における営業行為、観光案内所及び自販機等について、21・ざまみが独占的に行っていますが、その根拠をお聞きしたい。観光案内所については、村が助成することは理解できますが、自販機については収益行為であり、委託契約とは関係ない行為と考えています。まして電気料は村が負担していると聞いています。事実確認をお願いしたい。村の財政が厳しい中、村直営ならまだしも、そして低額で村が電気料金を支払っているといっても、ただで電気を21・ざまみに提供し、地料も取らずに独占的に営業を認めることは、村が52%も出資しているからといって公平ではなく、村との関係を明確にすべきである。21・ざまみにある村及び地域への甘えの体質が未払い問題の根底にあると考えています。地域事業者は今年の天候不順による収益悪化にもかかわらず、おくれながらも水道料金、電気料金、税金を苦しみながら払っています。村から有形無形の助成とも、利益対応ともとれる不明確な扱いは、21・ざまみの現状から地域の理解は得にくいものと考えています。

そこで3点目、クジラの里について。クジラの里及びキャンプ場の運用実績について報告願いたい。阿真キャンプ場及び周辺施設の維持運用経費及び収益はどのようになっていますか。21・ざまみに委託する前の実績と、委託後の実績の推移をあわせてお願いします。

4点目、修学旅行宿泊代金未払いの原因として、地域事業者に対して村から委託金を村に支払ってもらえないため、修学旅行の宿泊代金及びサービス代金が支払えないと。21・ざまみは地域事業者に説明していますが、村からの委託金は委託業務に対して支払われるものであり、21・ざまみの未払い金を支払うための委託金ではありません。このような状況の21・ざまみは、きちっと村から委託業務を行っているのでしょうか。また行えるのでしょうか。今回の騒動から、一括契約、一括委託契約のあり方について疑問を感じています。予算書に付された各委託業務予算ですが、その支払いについて契約書、金額を請求に応じて無条件に支払うのは、現状21・ざまみのあり方では疑問を持つものです。21・ざまみにお金を、資金を渡すための委託契約と言われても仕方ない状況ではないのでしょうか。実績、実質に応じた徹底したチェックのもとに、地域住民が納得し支払いを行うべきではと考えますが、いかがでしょうか。この4点、お答え願えますか。

#### ○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

宮里議員の阿嘉ターミナル施設内における営業行為についてお答えいたします。阿嘉待合所内で村の特産品を販売することを目的に、株式会社21・ざまみが使用許可を得て営業しております。御質問にあります営業行為については、地域の特産品を活用するために沖縄の販売技術を習得する目的上で、唯一の事業として導入しているであります。あと続けますか。次、座間味のほうも続けてよろしいですか。

続けます。あと座間味の待合所、ターミナルの営業行為、そして自動販売機の設置根拠についてお答えいたします。座間味港旅客待合室内の観光案内及び特産品等の販売は、観光産業の振興を図る目的に入所したものであります。御質問にあります施設の電気料は、村が現在支払っております。が自販機の分は、株式会社21・ざまみが負担すべきと考えておりますので、早い時期に調整して行っていきたいと考えています。なお平成19年度の電気料の支払い、金額はですね、265万2,000円と一応なっております。

クジラの里の維持管理の件にお答えいたします。クジラの里の施設維持、運営費、経費は土地の賃貸料、そして光熱費等が年間約482万885円を一応支出しております。なお施設の収益としては328万125円となっております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

1点目ちょっと聞き取りづらかったんですけれども、すいません。課長、1点目についてももう一度。すいません、聞き取れなかったものですから。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

阿嘉の待合所の営業行為なんですが、については地域の特産品を活用するために沖縄スイーツ社の販売技術を習得する目的で導入しているということです。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

この件については一応同僚議員の方も質問があると思いますので、そちらでももっと詳しくお答え願いたいと思うんですけどね。これは21・ざまみが経営、契約をしているということも含めてなのか、この根拠は何なのかというのはですね、もっとお示しいただきたいと思うんですけども、その回答については金城英雄議員も同じ質問をされていますので、そちらでお答えください。根拠ですね。それと先ほど言った地域の技術取得と言いますが、本当にそういったことで地域が納得したのかどうかということも含めてお願いします。

それとですね、自販機についてですね。電気料を取ると言っていましたけれども、そもそもそこで自販機を置くということそのものについて、疑問を持っているところです。あれは入札なり何なり地域を含めてやるべきじゃないかと。そのほうが村に対して収入が入りますので、そこら辺についてはぜひ御検討願いたいと思っています。

それからクジラの里についての明細、年間482万円の経費、収益は328万円ですけども、これ細かく御説明願えないでしょうか。よろしく願います。すいません。課長、あとで資料でいいんですけども、土地代が幾ら、水道電気が幾ら、委託料幾らですね。482万円ではいかないと思いますけれども、これですね、あとで資料を出してください。そして収益についてもですね。ぜひ願います。

質問を続けさせてもらいます。これですね、21・ざまみについてですね、村長、設立趣旨からということについては十分理解できます。4点の柱も理解できますが、今現状においてですね、設立当時はそれでいいんですけども、今においてどうなのか。21・ざまみ事業の評価をぜひもうやる時期にきているんじゃないかというふうに考えています。6月30日に総会もありますし、村の代表として、役員として、村長が代表取締役会長として参加されるわけでありまして、私、議会としてもですね、ぜひそこらについて真剣に考えていただきたいというふうに思っています。村長もぜひ一緒に議論しよう。都度あるたびに私たちに呼びかけてきます。でしたら、その場をぜひ議会あわせてフィフティーな形で議論できる場を、公式な形でですね、役所議員含めて、ぜひつくっていただきたいと思う。御検討願いたいと思っています。そういう中で、21・ざまみ事業そのものを評価し直すということを考えて、一度やらないとですね、私は前に進めないというふうに考えています。

質問を続けさせてもらいます。村と21・ざまみの関係については言いましたね。3点目、仲村村長の任期があと1年を切りました。3期12年近く、本当にお疲れというんですか。4期目もあるかもしれませんが、一応12年間お疲れ様でした。3期12年の仲村村長の村政運営はあと残り1年を切りました。この間、上下水道も整備され、確かにいろんなものができました。しかし3期目に至り、多くの問題や不祥事も噴出しました。これだけ多くの問題が出てきたのも、その一つ一つを真剣に、真摯に受けとめ、丁寧に対処しないがために次々に出たものと考えています。この12年間にいいことも確かにありましたが、数字的に印象に残るのは村民の平均所得の減少。一時期250万円あったのが230万円まで減ってきております。入域観光客数も10万人近くから8万6,000人まで減ってきています。急激なインフラ整備による村財政の悪化は、全国レベルにまでなっています。解決の糸口のないごみ問題、裁判、サンセク21・ざまみの出口のない経営不振など、多くの難問を抱えたまま村長の任期を迎えることとなります。ここで仲村村長にお聞きしたい。来年6月の座間味村村長選挙に4期を目指し出馬し、みずから難問解決に挑む覚悟はありますか。今そのことを明確にすることは、難問を抱える地域にとって解決に向けた第一歩となると考えています。アメリカ大統領予備選のように長期、時間をかけて、地域住民を巻き込んだ議論がなされなければ、疲弊した地域の再生力は生まれてこないでしょう。村長の御意思を明確にされることで、今後の村づくりの争点が生まれてくるものと考えています。4期目の村長出馬の意思がないのであれば、環境目的税導入及び21・ざまみの新規事業などはやるべきではないと思っています。難題難問山積の村を少しでもニュートラルな状態にする努力を最大限に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。よろしく願います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

かなり難しいお話でございますけれども、今の内容でですね、結論とすれば次出るか出ないかの話ですけども、少し私のほうで今あった話についてひとつ整理しますと、まず一つは不祥事、この件については機会あるごとにおわびを申し上げておりまして、今後そういうことがないように今は研修と職員の資質向上ということで取り組んでいるところでございます。それから次、村民所得ということでありましたけれども、この村民所得のとらえ方がですね、公共工事があるときには所得は上がります。これは単純に村の収入、村民の所得が減ったということではなしに、これの算出の仕方に問題があるんじゃないのかなというふうに考えております。できるだけ村民所得が各部門で上がるような努力をしないとイケないと思っております。それから観光客の減につきましてはですね、確かに減っております。今、国が観光の統計を取り始めたんですけども、座間味村は平成6年から那覇で往復切符を買った方、それからクーポンで来られた方を観光客と

みなそうということで、統計でとってきた数字が今の数字でございます。そういう意味合いですね、そういう観光産業の振興というものは、やはりお客さんがどのように来ているかというものを知らないとこれはできにくいということです。ただ私はですね、意見はいろいろあると思うんですけども、この観光客の増減というのは確実に台風の襲来に左右されます。去年なんかも直撃した台風は6月の台風でしたけれども、あと7月、8月というのはほとんど先島諸島に行っているんですけども、船の航行ができないという状態がありまして、去年はこの天候不順。この統計資料のグラフをごらんになってわかると思うんですけども、あれの山がへこんでいるところ、8月へこんでいるところが台風です。ということ。それからもう一つは、大きなのはですね、もう私にもいろんな方がいるんですけども、今座間味に行くよりは近いところに。なぜかという水問題なんですね。そんなに水がなくては大変じゃないかというようなことで、この水問題もその減の要因になっているんじゃないかと思って、水問題は早く解決せんといけないという考え方を持っております。それからもう一つはですね、今まで我々の入り込み客はフェリーとクイーン先の先ほどの何ですか、数字がどうか、これプラスのですね、飛行機があります。ラック。ラックさんは大体5,000名から1万人近く運んでいたわけですけども、これが確実に定期便がなくなって、特に天候が悪くなるときに飛んでこないというふうなことも、少し要因になっているんじゃないか。挙げればたくさんあると思うんですけども、やはり観光産業を伸ばすのに、みんなでどういうことを考えていけば、ソフト面を伸ばしていけばいいかということをごすね、ぜひまたお知恵を貸していただきたいと思っております。

それから目的税の導入、これにつきましてはですね、私はぜひ環境税としてもらいまして、地域の美化をして気持ちよくみんなが来てもらえる村づくりをしたいということで、これは導入は必要だと考えております。

それから21・ざまみのあり方につきましては先ほど来ありますけれども、やっとなんて、10年目にして、これこれこれこれやっていけば、もう欲張らずにやっていけば何とか単年度黒、単年度黒になれば借金も返せますのでということで、これは努力事項としておきたいというふうに考えています。

最後に残りましたのが、4期出馬するかということでございますけれども、私はこう思います。こういう選挙で選ばれる議員も、それから村長もそうですけれども、任期内、4年という任期が付されてその仕事をしておりますので、この任期内をですね、いかにまじめに過ごすか、一生懸命やるかということが大事なことであって、次どうするということは考えておりません。ですから、出る出ないについては、私はきょうここでお答えしませんが、このあと1年残された任期内、きょう特に清之助議員から指摘のあったことにつきましては、一つでも多く解決するという心構えであります。それでは繰り返しますけれども、私は与えられた任期内、これを一生懸命わき目を振らずに頑張って、普通にいうと粛々淡々とその任期を全うしたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

#### ○ 7番（宮里清之助議員）

一応質問はあれなんですけれども、実は今村長が任期内はやると、任期途中でやめないということなんですけれども、そういうことなんですけれども、一応やるというらえ方をしてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、21・ざまみについてですね、ぜひ地域を巻き込んだそのあり方について、本当に正式に場を持っていただきたいと。村長は21・ざまみ黒字、単年度黒字に持ってきたとおっしゃっていますけれども、座間味村の観光にとって大きな地域の声は、21・ざまみが大きな弊害であるという声がよく聞かれています。それについてですね、本当に21・ざまみをどうするのかというのは地域の大きな争点、大きな考えとの大きな違いがありますので、ぜひオープンな場で、そういった場を設けてほしいと。その中で議論

していけば、今ここでいい、悪いという話じゃなくてですね、やっていただきたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

つけ足し、補足ということになるんですが、私からはですね、21・ざまみの設立目的が、いわゆる若い人が帰ってくる職場をつくろうと。それともう一つは、お年寄りが今、前ですと失業対策事業というのがあって、いろいろ草を刈ったりすると手間がもたらえたんですけども、そういう作業がなくなっております。21・ざまみがですね、本当に観光産業をまとめる中で黒字になっていけば、村民への還元ということが可能になってくると思います。ですから逆にですね、今黒字をどう出すかという経営陣に皆さんこうゆだねるんじゃないくて、村民全体で、例えばこうすれば多分21・ざまみはみんなが元気よく働ける場所というふうにつくっていけばですね。今、役場が。どんどん人減らしをしている中で、そういう若い人たちがもう一つの職場で、以前は16名まで雇用したこともありますので、今でも確実に10名近くはいるわけですから、そういうような職場をつくってですね、やはりこの島で若者がいつでも世代交代ができるような会社にしたというのが私の願いですので、議員の先生方もですね、逆にここからお願いして申しわけございませんが、どうすれば21・ざまみを活性化して、この島で雇用創出ができるのか、みんなで私は知恵を貸していただきたいというふうに考えております。大変お願いすることで申しわけございませんが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

議長にお願いします。今村長からそういったお話がありましたので、ぜひ議会からも正式にそういった場、今のご願い、議員さんをお願いじゃなくて、そういった発言ができる場、21・ざまみについてですね。正式に何か機関か何か設立を議会としても要請して、その場で話し合いをするという形で締めていただけないでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

第1点目の焼却炉裁判の進捗状況についてでございます。2月に裁判の結果がわかると言ったのが3月定例議会になって、今度5月に延期になったとのことでした。それで現在6月にやって、また8月に延期するとのことですが、なぜ長引くのか、その理由を伺います。また溶融炉も5月から稼働するとのことでしたが、なぜ現在に至って稼働していないのか、その理由をお聞きます。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

それでは裁判の経過についての御質問にお答えいたします。御承知のとおり、我々は平成18年11月に未払い金の請求の訴訟をいただき受けまして、昨年8月、村側の全面敗訴という形で第一審が終わったところ。その後、議会の同意もいただきまして、9月に控訴をして、現在控訴審が進められております。控訴審は昨年11月19日に第1回目の口頭弁論がありました。その際、一応もう弁論終結で一たん結審ということとなりまして、東京高等裁判所から職権で和解が勧告されております。この職権の和解勧告を受けて、村と相手方はこれまでその後4回、和解協議を行いました。和解協議に当たって裁判所のほうからですね、

控訴人、これは我々座間味村です。あと非控訴人、これは相手方ですけれども、向こうの両方ともですね、まず施設を操業再開して、ごみを処理することを最優先にして和解協議に臨みなさいと。そのために譲れるところは譲って、両方で話し合いをなささいというふうな助言を受けています。これが裁判所の考え方です。村としましては、ある程度和解金を支払うことは当然でしょうと、一審でも敗れていますので。ただ一方で、操業については村側で行いますよということを前提条件として和解交渉をしまいいりました。これに対して相手方はですね、とにかく引き続き自分たちに操業をさせなさいということが絶対条件で言ってきました。また契約期間です、非常に相手方に極端に有利な、一方的に有利な和解条件をずっと出してきていました。このため、全くもう折り合うところがなくて、和解協議が不調に終わっております。この不調に終わった結果を受けて、我々からは裁判に対しては、この不調に終わったのは相手方の対応に問題があるということで、1月25日に東京高等裁判所に口頭弁論再開の申し出をしたところです。実のところ、その口頭弁論再開を申し出て、これが受け入れられるかどうかというのは非常に可能性の低いところでした。ですが、3月4日にですね、当初3月14日に予定されていた判決言い渡し日が取り消されて、口頭弁論を再開すると。要するに裁判をもう1回始めますよということが裁判所から通知されて、4月21日に口頭弁論が行われました。口頭弁論というのは、裁判所で裁判官3人、それと我々と相手方と3者が揃って行く、裁判所の法廷で行うのが口頭弁論ですけれども、その以外にですね、弁論準備という作業があります。この弁論準備という作業は、両方側が自分たちの主張を準備書面という形で書類で提出して、証拠を出して裁判所に出します。お互い同士交換をして。それを裁判官と我々と相手方と3者でお互いに話し合いながら、私の主張はこういう意味ですよ、私の主張はこういう意味ですよということをお互いに交換をする、話し合う場面、これが弁論準備というのがありますけれども、4月21日の口頭弁論以降2回、この弁論準備というのがありました。口頭弁論を再開するに当たってですね、裁判所からは皆さん御承知のとおり、今の裁判は争点が3つございます。1つは平成17年度の操業に対する費用の支払いの問題、もう1つはタイヤを廃棄物として燃やしたのか、それとも補助燃料として燃やしたのか、その量はどれくらいあったのかというのが一つ。もう一つは港にもありますコークスを役場に売り渡したのか、それともあれは向こうさんのもので役場が使った分だけ支払うものですよというふうなものなのか、この3つの争点があります。この3つについて裁判所から相手方に対してですね、これの具体的な証拠をちゃんと示してくれないかという指示がありました。その口頭弁論と弁論準備、3回の話し合いの中でですね、正直我々の感覚としては相手からちゃんとした証拠は出されていないというふうに感じています。私たちの見方としてはですね。一方で我々はですね、この間その口頭弁論再開を受けて、座間味のクリーンセンターの中の監視盤がありますけれども、あれに取りつけられているパソコンから、平成15年度から平成18年度までの操業が記録されているパソコンのデータを発見しました。もう1回パソコンをちゃんと見直してみようということでコンピューターを見たらですね、データが残っているを見つけました。そのデータというのは非常に具体的ですので、これをもとに相手方に、あんたたちの言ってるのおかしいのではないのかということをお互いに主張をしています。

議員御指摘のとおり、裁判は今長引いておりますけれども、この裁判が長引いている内容というのは、実はその1回目で口頭弁論が終わったんですけれども、その後もう1回再開されて、具体的な証拠調べをちゃんとやりましょうということで裁判所に見ていただいている場面ですので、我々としては逆に今のその状態というのは、我々の主張を展開するいい機会になっていることだなというふうにお互いに今考えています。

次回、7月15日にもう一度弁論準備の手続きがありまして、そこでその承認調べであるとか、多分最後になるとお思いますけれども、もう1回口頭弁論の日取りが決定されます。それで多分結審となって、その後約2カ月で判決になるのではないかと考えています。ただいずれにしても、その今のところお互いの主張、証拠とかをですね、具体的な証拠とかを出し合いながら、お互いの主張の正当性を裁判所に示して

いる状況ですので、繰り返しになりますけれども、時間はかかっていますが、この現在の裁判の進行状況は決して我々にとって不利な状況で進んでいるのではないというふうに我々は今考えています。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

今ちょっと待ってください。これを聞いてから課長の話をお願いします。

それでは調整監、現在の話をお願いしますと、大変込み入った難しいようなそういう関係の話でございますが、やはり向こう側としてはあくまでも我々はそのチップを燃やした原因とか、いろんなものの関係が原因であるというようなとらえ方をしていることがこの書類には書かれてあるわけですね、それは。ということですね。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

相手方が出してきた主張はですね、要するに我々からそういうふうに言われたと。タイヤは廃タイヤとして燃やしたと。コークスについても我々からコークスの注文を全部受けたという話し合いだったんだということを彼らは相変わらず主張しています。ただその根拠として彼らが出してきたのがですね、役場から出されたFAXを根拠として出してきたんですけれども、証拠だということを出したんですが、この中身自体がですね、役場から出したものではないのが明らかなものなんですよ。これはいろんなものを見て、我々はこれは役場から出したものではないということを裁判所に主張しています。裁判所がどちらの主張を取るかは我々にはわかりませんが、相手方の主張があまりこう根拠のはっきりしない証拠をもとに主張してきていると我々は感じています。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

それからですね、もし裁判が決着した場合に、相手方は自分たちでまだこれは管理するというような、今さっき調整監は言われましたよね。元通り自分たちでやると。ですが、こっちとしては、我々としてはそうではなくて、自分たちでやるというような主張なんですよね。村としてはどちらにさせたほうが有利なのか、経費は少なくかかるのかですね。それまでのこの修理とかそういったものをするためには、向こうがやるとしたら向こうが全部やってくれるのかどうか。我々が全部修理して終わって後に向こうがすると言っているのか、そこら辺はわからないですか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

先ほども申し上げましたけれども、我々としては現時点で相手方に改めてやってもらうつもりはありません。今回の裁判自体は、あくまでお金を払うか払わないかという裁判であって、今後の操業を向こうにさせるかさせないかということは裁判の中身としては含まれていないわけです。ただ和解協議という、お互いの話し合いをしていく中で相手が自分たちにさせなさいというふうな、非常に条件的にも一方的に向こうに有利な条件で主張してきました。このことからすると、仮に今後ですね、相手方にさせるというふうな方向で話し合いを進めた場合に、相手方はまた同じようなことを主張してくると思われまますので、これについてはちょっと現時点で我々は乗れないのではないのか。であれば、我々のサイドで可能な限り安いコストで操業

をやるような方法を、我々が別の方法を考えることがむしろ必要なのではないのかなというふうに思っています。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

いずれにしましてもですね、これはもう早く稼動してもらわないとごみが山積みされる一方でございまして、裁判の結果としても、これは勝つ見込みはないでしょう。ありますか。ですから、この裁判をですね、何7月に結審が出るということですか。

○ 政策調整監（幸地 東）

結審して、その後判決ですね。

○ 5番（金城英雄議員）

その後判決。でもこの判決がいつになるかもわからないわけですね。

○ 政策調整監（幸地 東）

大体2カ月ぐらいだと思います。

○ 5番（金城英雄議員）

2カ月ぐらい。そうすると来年に持ち越すかもしれませんね。そうしますと、これは仲村村長の任期中に決着がつくかどうかともわからない、大変な大問題になるわけでございますので、村長。こういうような大問題ですね、大きな問題、いつまでも我々は背負っては大変なことになるわけですよ。村長1人のこれ責任でもないし、村みんなの責任でございますし、あんた1人でこの荷物を背負っているわけではないですよ。村民全体で背負っているわけでございますからね。早くそれを、村民に負担かけないようにですね、心配かけないような方法で。もう裁判、それするためには弁護士も何回も向こうに行くと費用も重なるわけですよ。それからしても非常に経費が加算しますし、大変な莫大な経費がかかるわけですから、早くその裁判をどのようにすれば有効に持って行って解決するかですね。調整監、船舶なんか見なくてもいいですよ。そのことだけに熱中して、早く決着するようにやってください。これはもう、裁判の件については私なんかは素人として、あまりわかりませんので、これ以上は質問できませんのでそこでとめますが、次は課長に聞きます。

あなたは3月に現場視察したときに、5月連休明けには稼動すると言って、電気系統が故障しているということで電気の部品も我々は見てきましたが、この電気の部品は取りつけてはいないのですか。まさかこれつけていても、どうも見たら分解されているもんだからどうなるかと。つかなければ電気が来ても使えないだろうと思ってはいましたが、どのようになっているかその辺も説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

金城英雄議員の焼却炉の稼動について、質問の要旨は5月から稼動するとのことでしたが現在なぜ動いていないのかという質問にお答えいたします。御質問の焼却炉の稼動については、今年4月3日より作業に着手し整備を進めてきましたが、冷却装置のモーターの点検において取りかえが必要となり、また機器の納品までに時間を要するために一たん整備を中断しております。今後はモーター取り付け、電気工事の施工後に試運転を行い、総合点検、整備を行い、稼動に向けて取り組んでいく考えです。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

声が小さくて聞き取れなかったんですが、この炉はそのまま3月定例議会で視察したときのように炉はそのままですか、何も手つけてないわけですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

3月の定例議会のとき現場のほうで説明しましたけれども、そのときは計量器からスキップバケットというこのごみを入れるところがあるんですけども、その辺の電気系統の故障があったもんですから、部品をかえました。部品がどこにありますということで現場で説明をしております。その後に冷却装置、いわゆるこのいろいろと冷やす、機械類を冷やす装置があるんですけども、その水をこう循環させる動力モーター、これがどうも通常運転に耐えられるかどうかということで、これは電気専門家に見てもらったんですが、ちょっと厳しい状況にあるということでモーターを新しく取りかえました。これは県外にしかないもんですから、在庫がないんですよ。県外で取り寄せるまでに約3週間程度かかるということで、一たんもう操業の作業につきましては4月3日からやっていたけれども、一たん打ち切って、それを取り寄せてですね、今週の月曜日と火曜日の2日間でモーターを取りつけて、モーターと電気関係の接続をしまして、試運転をして、冷却装置については確認を終えております。その後の作業としてはガスの容器が…、ちょっと待ってくださいね。

清之助さん、あれ大きいのは何リッターかな、この大きいのも…。

○ 7番（宮里清之助議員）

このガスの容器は20キロです。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

20キロのガスの容器をですね、10本程度ですかね、容器検査で通らなかったもんですから、これも一たんガスを抜いて、容器検査を受けて取りかえをしております。これもかなり時間かかるもんですから、その作業も全部終わって今設置しております。この後オイル交換等の箇所が数カ所残っております。これについては村内の作業員でやる予定です。ということで、今後もですね、もう1回総点検をしないとイケませんので、急いで稼動するというのではなくて、確実に連続運転ができるかというための点検、整備が必要になります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これは技術者を連れてこなくても、今課長が言った、村内でできるということですか。村内の作業員でできるということですね。別に難しいところの故障ではないから、別に専門家とか技術者とかを連れてこなくてもできるということですね。

そして簡潔にお答え願いますね。いつごろからこれは稼動できるのか、本当に見込みあるのかどうかですね。これ修理する間に別のところの部品がまた腐ったりして使えなくなるんじゃないかと心配されることもあるんですが、それについては課長、その間に本当に稼動できるかどうか。大体いつごろからこれは稼動するのかは検討つきませんか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

修理の件と、それと稼働の見込みについて、分けて話をします。

オイル交換等については村の方を雇用してかえる予定にしております。十分できます。あと総合的な点検整備については、これは村内ではちょっと厳しいですから、これについてはどうするかですね。これまで操業にかかわっていた方たちに依頼をするということになると思います。我々もこの機械設備全般を点検、整備、確認というだけの技術的なものは持ち合わせていませんので、ほかの機械設備も一緒ですけれども、全部外部に委託しているわけですから。ただそういう形で点検、整備を進めていって、専門家に見てもらってですね。専門家というかこれまで操業にかかわっていた方たちに見てもらって、それから操業のスタンバイということの体制がとれると思います。見込みとしましてはですね、見込みといえますか、いつになるかということなんですが、ごみの今の状況なんですけれども、4月に那覇、南風原の施設に大量輸送で搬出をしまして、今実際、現場にあるのが70トンちょっとぐらいなんですよ。ごみの量がですね。これから7月に向けて若干ごみ、普段の月より多く入ってきますけれども、それを含めても80トン前後ぐらい、80トンちょっと越えるかというぐらいの量で、ごみのピットと一部は外に保管しておりますけれども、そういうようなことで、それを燃やすための日数的なものも含めてですね、操業に向けていろんな計画は立てています。ただ、今あるごみの量では1週間で全部燃やしてしまうんですよ。そういうことで、せっかく動かして1週間でとめるというのもちょっと効率的なものもあってですね、そのあたり、ちょっと少しごみが出てきた夏場の時期に動かす、仮に動くとしましたら、連続運転が可能ということでしたらごみはもう全部一気にゼロになります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

いつごろから動くというはっきりしたお答えもございませんので、これ以上質問しても無理だと思いますので、これでこの点については終わります。

次に2番目、21・ごまみの修学旅行代金未払いについてでございますが、これは一昨日ですか、こっち全体会議を持って、社長を呼んでここでみんなで話し合いで聞いたわけでございますが、その理由を聞きました。理由を聞いてよくわかってはいますが、事業者としてもですね、これは旅行者の支払いはクーポンでやっているものですから、よくその点はわかっていると思いますよ。わかっているとは思いますが、クーポンで払われても、なぜこんなに長引くのかという点で、どうしようもなくして議会にまで事業者としてはですね、おすがりをしてきたんじゃないかと。そのように思うわけですよ。それで全体会議を持ったわけでございますが、もうちょっとこのやり方をですね、村長。この間私は聞きましたが、社長に聞きましたが、皆さんは事業をする前にその事業所とどういう契約をしたのか。支払い方法としてはこのようになりますよと、はっきりした契約をして、相談をして、仕事する前にはいついつごろにお金が入ってくるから、いついつごろに払いますと。そのようにやって契約しましょうねというような話し合いがちゃんとしておけば、このような問題が起こらないよと。私はそれだけ言って終わったんですがね、実際にそうだと思うんですよ。ですが、そのような事業をするためにはですね、村長。だれもお金をもうけるためにやるわけですから、働いても金が入ってこないとなると、だれでもやってもおもしろくないから、そのような不満が出てくるわけですね。ですからその辺をですね、もうずっとその21・ごまみの職員の方にもですね、また社長にもよく指導と申しますか、そういった今後の事業のやり方、あり方をですね、もうちょっと話し合いをしてやってほしいと、そのように思います。この21・ごまみの件については、未払いの件についてはこの間聞きましたのでその辺でもう終わりますが、運賃の件なんですけどね、船舶の。私、平成10年から平成15年の運賃の免除の件について、私が持っている条例は差しかえがおくれてしまって、条例探してもなかったわけで、見

当たらなかったのが平成10年から平成14年の間の運賃の免除ということになっていた覚えがありますので、条例はどうなっていたのかというふうな伺いをしているわけですが、これ条例は確かに制定されてあるわけですね。その面についてはもう免除ということになるわけですね、平成10年から平成14年までのものね。なぜ僕がそれを聞いたかと申しますと、莫大な金額になっていたんですよ。平成10年から平成14年のね。これ、ここに今来ている資料は平成15年からのものがきてるわけですが、議会前に直接、船舶課に聞いてみたら、未納は幾らあるかと聞いたら100万円ぐらい、平成20年度は、本年度はあると返事していたんですよ。それから平成19年までのものですが、それに100万円プラスすると相当な未納金になるわけですね。これを毎年お金があるときにちょっとぐらいでも払っていけば、そんな大金にはならないと思うんですが、それもあれですか、払いきれの見込みがあるのかどうかですね。現在のようにすると、その収入源になるような仕事はあまり見つからないので、非常に困難ではないかと私は見ているんですが、今から修学旅行生を冬以上にこれからですね、計画して入れようという計画をしているようでございますが、それもリポートも微々たるもの。あまり大きな期待ができないような話でしたが、社長は、今後ですね、村長。この21・ざまみに対して本当に、今先ほど宮里議員からの指摘もありましたが、本当に3月議会でも私は出しましたが、そのような状況では絶対やっていけないと思います。もっと真剣に考えて事業の進め方をやっていかないと、村長は先ほどいろんなパイヤとかインカのめざめなんかの話も出ていましたが、この会社には、21・ざまみには技術者がいないので、こういった農業関係の技術者がいないので、何をやるにも金になるような仕事ができないと思うんですよ。ですから、もっとこの別の事業を考えてですね、ここで研究して何かお土産品をつくれるようなことを今いる職員に勉強をさせてやるかですね。さもないと私はこうして、お給料をね、観光部門だけをやって、別のものを切り離さないと。そうすれば経費は少なくなるんじゃないかと。賃金が少なくなるというようなアドバイスもしましたが、それもこれは会社の方針がどういうふうになっていくかわからないんだが、それで終わったんですがね、村長。そういった方法ももうちょっと考えて検討をさせてください。どうしなさいという命令は私もできませんので、その点についてはそのようにお願いします。

それからもう一つ、この件については阿嘉のターミナル内ですね、沖縄スイーツですか、というお店が、看板が上がっていますね。先ほど宮里議員からも指摘がありましたが、あれは何かとまりんの中にあるお店の看板に似ているような看板ですが、あつちはこの会社ですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほども清之助議員の質問に産業振興課からお答えしましたけれども、私に入っている報告ではですね、今お話がありましたように、とまりんの軒下でやっているあの会社です。それで、彼たちはこの離島航路の前でこうやっておりますので、そういった離島に行くお客さんですね、そういったようなお客さんに自分たちのこの営業の宣伝もしながら、地域で自分たちのこのノウハウを活用して、こういうことができるんじゃないかということで社長に提言があったみたいです。「それではじゃあ、ちょっと実証してもらえないか」というのが今回の店の中ですね。ですから今考えているのは、ゴールデンウィークのあの繁忙期と、夏休みに入ってお客さんがふえるとき、このときにもう1回させてくれという話を聞いております。ですから、将来的には21・ざまみがそこでそういったことをやるというふうな考え方となっております。それで21・ざまみはあの場所についてはちゃんと賃貸していますので、そういう考え方です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これは21・ざまみと相談したんですか、契約したんですか。何か21・ざまみに話しかけてきたんですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

21・ざまみにですね、要するにあっちに何か座間味でやりたいということになったので、やはりちゃんと店を賃貸しているのはですね、今の阿嘉の売店だけなんです。そして座間味では今県と、この座間味のターミナルは県のものなんです。阿嘉のターミナルは座間味村のものなんです。という意味合いで、ここでは貸せないもんですから、じゃあ阿嘉のほうで借りている分でそういうことをやってみようということにさせたようです。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

これは、こういうお店が入るといふ前にですね、村長。もうちょっと地元でですね、何かそういうお土産品を売れるような人をね、広告を出してね、だれかお店を出してくれないかというようなことはできなかったのかどうかですね。地元民でも例えばサーターアンダギーとかね、そういったものをつくって出したいなという若い子なんかもいたかもしれません。結局こういったことを広告出しておけばよかったんじゃないかなと思うんですよ。これは出したことなかったんですよ。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

この件につきましてはですね、やっております。これまで宝生の方がいますよね。彼女に頼んで、いろんなこのサーターアンダギーとか、ところからとってですね、売っています。ただそういうふうに出したらですね、その売り子のあれが出てこないんですね。それでやめたんです。あっちで今お土産品売っていませんので。今閉めた状態になっています。どうしても赤字になるんですね。あの販売だけでは、販売だけでは持ちません。そういうことで今やめておりますけれども、これもしかしああいう場所にですね、できないということに、そういう便宜の供用がないということは非常にお客さんに不便を囲わせるわけですから、できますれば何とかやりくりしてでもいいから出さんとイケない。それで武次郎さんのですね、民具関係は非常によく売れました。そういう形で、一応公募ということで張り紙はして雇ったんですけども、人がいないんですね。それで彼女も「やっぱりこういう赤字を出しては自分はやりません」と言って断ってきたものです。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

じゃあ法政の何さんですか、でやったのはやっぱり応募出してあれにさせたわけですね。この沖縄スイーツインですか、このお店は率直に言って村長に相談に来たんですか。それともだれか21・ざまみが聞いて、村長に21・ざまみが相談に来たんですかね。それとですね、一遍に教えてください。今は21・ざまみの中に入っている形になっているわけですね。別々ではなくて。そうしますと、このレポートは両方で分けるんですか、売り上げは。そうしますと、あんまり売れなかった場合はどっちもこっちも欠損になる。電気料も出ないぐらいになりますよね、村長。何を売るんですかね。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほど説明しましたように、そういう過程で将来的には21・ざまみがこれをやるんだけど、今はこういう可能性を探るために今入れています。当然のことながら、このそこに入ってただどう契約状況になっているかはわかりませんが、当然のことながらその場所を提供しているわけですから、21・ざまみは何ももらわないということではないと思います。それで彼たちは職員も派遣してですね、派遣してそこでその実証をしたということで、当然燃料代等々、あるいは来た売り子の手間ですか。それはそこから出したと思います。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

こういった小さな仕事でもですね、村長、ちゃんとしたことですね。村長が納得いくような約束をしてですね、ちゃんとそれでもって交わしておかないと、万一、たとえそういった条例があってもですね、村長が店をかす、その条例はありますね。村長の権限で。あってもみんなわからないでしょう。議員もわからん、だれも、村民も、区民もわからん。もちろん座間味の人はわからないですよ。国もわからないですからね。ちゃんと21・ざまみが村長に持ってきて、村長が許可をするというような方法でやらないと、こういったその、ちゃんとしたその規則に乗ったようなことをやらないから、議員もごたごたするんですよ。ひとつその件についても正式な方法でやってください。終わります。

それからあと1点、まだ30分しか使ってないので…。

○ 議長（宮平秀保）

できるだけ簡潔をお願いします。

○ 5番（金城英雄議員）

水道料金とですね、下水道接続についてお伺いします。水道使用量の80%が下水道料金となっています。下水道を接続していない家庭では水道料金だけを支払っているが、改善を考えてほしい。トイレの垂れ流しが阿嘉新港に流れていて、新港にはサンゴの養殖場もあるんだが、非常に悪臭が立っているというような声もあります。その辺もひとつ調べてですね、村長。村長のしごとではないね、これは。環境衛生課長ですか。その水道料金の件についてね。接続していないところは、水道は水洗でやっているところは水道は使っているわけですね、もちろん。使っているんだが、その分を払っていないということになっているわけですね、80%はね。そういうことになりますよね、計算上ね。違いますか。下水道料金が払われていないわけでしょう。だから私が言うのはそれなんです。例えばね、接続していないところは。もちろん水洗であるから水道を使うね。しかし、水道料金だけを払っているわけでしょう。80%の下水道料金は払っていないわけですね。そのことを私は聞いているんです。接続しているところは下水道料金も払っているんだが、接続していないところは払ってない。その分は損しているわけですよ。それを聞いているんですよ、改善できないかどうかを。その点、教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの水道を使用してそのまま放流していると、下水道料金を払っていないということなんです、下水道の料金を徴収するという根拠はですね、下水道に接続をしないと徴収できませんので。ただ、やっぱ

り現実的な問題として未接続の場合は、そのまま雑排水が流れていきますので問題があります。下水道の接続を高めることが解決策になると思うんですが、そういう視点でお答えいたします。御質問の下水道の接続については、村の広報紙等で貸付制度の活用による接続率の向上を啓蒙、普及を図ってまいりました。平成19年度においては村全域で12件の接続の実績がありました。現在の接続率なんですけれども、座間味が75.6から77.3、阿嘉が68.2から73.2、慶留間が56.0から61.3、村全域では71.9から74.9にわずかながら接続率が高まってはおります。今後の接続についてはですね、事業所等をまず中心に、一般家庭もそうなんですけれども、接続率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

課長がおっしゃるように、接続していないところからは取れないです。どうしてこれ接続してないところから幾ら使っているかわからん、水道料金の利用はわかるんだが取れないと思うんですよ。私が改善してほしいというのは、接続の方法をもっとやってほしいという意味なんですよ、課長。ですから、どこどこがまだまだ接続していないというものはっきりしていると思いますよ。各部落ね。ですからそういうところ、あまり収入もなく、もうどうしようもないという家庭もあります。電気料とか水道料金も払いきれない、生活も困難であるというような状況にある家庭もありますよ。それはわかります。そういうところから、強いて首を絞めてまで取りなさいという意味ではない。私が言っているのはね。大きな事業所とか、そういったところなんかはまだまだ接続をされていないところもある。そういうところをもう一度考えて改善してほしいという意味なんです。その意味、よくわかってくださいね。金城英雄がそういうことを言っていたというようなことをまた言うと、部落であんた、悪者扱いにされますよね。しかし、これは村のためですから、そう考えられてもいいと思うんですが。以上をもって終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで午前の部を終わります。午後は1時半から再開します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

午前に引き続き午後の議会を再開します。

一般質問を、8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

では一般質問をやりたいと思います。村道座間味阿佐線の整備についてでございますが、道路特定財源が10年延長になり、今はまた計画中の未整備の道路も継続できるものと期待をしておりましたが、国は2009年、平成21年度より一般財源化する方針であります。今後ですね、ますます財政が厳しくなるわけでございますけれども、今後の村の考え方をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

村道座間味阿佐線の整備についてお答えいたします。村道阿佐線は平成12年に着手、整備を進めてまいりました。8年が経過しておりますが、現在50%の整備率があります。事業着手後に10年間の完成見込みのない事業等については、事業の再評価等を受けるということと、そして村の、大きいのは村の財政事情により本年度から当分の間、道路整備を休止するとしております。今後の整備のあり方については、村の財

政が回復次第、整備を、再整備を進めていくという考えです。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今この道路の件についてでございますけれども、そちらの地区におきましては、やはり一番初めにトンネル工法で約何百メートルかな、こう阿佐のほうから進めてきております。また今回は一般道路として向こうから、座間味のほうから進めてきていまして、中間がちょっとブランク状態になってございます。その跡地区におきましては、やはりよくわかるように住宅とか、それから農水の加工施設とか、また体験のいろんな施設等があります。非常に観光の道路としても、早急に整備しなければいけない道路でございます。ここににつきまして、私は今度の市町村の行政懇談会に一応出席したわけでございますけれども、その中で私は入ってくるものだと期待をしておりました。けれども、やはり阿佐港の港湾の整備が先にきたものですから、ちょっととまどいましたんですけれども、これにつきましては本当に村は、本当に真剣にそれを考えているのか非常に疑問でございます。平成19年度の決算を見て、財政健全化団体に入るかどうかということで非常に疑問視されまして、国からも非常に監視をされてるところでございます。そういったものにおきまして、やはり何かの方法でこの早期の整備をやる方法がないかどうかをですね。本当にこの県との調整とか、いろいろなものとの調整をやったことがあるかどうかですね、私は非常にこの道路がまた新しく継続されるというのは多分、もし合併等がございましたら、合併が入ってからじゃないとできないんじゃないかと思うんですよ。だから、これにつきまして本当に、その地域の住民がそれでいいのか、また村の考えとしてももう少し深く考えたときに、どのような整備をやっていくのかですね。一応、村長にお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

金城議員からの御指摘のように、本当にこの道路は重要な道路でございます。私としても道路については、当初トンネル工法でいこうということで、実は平成12年に着手して、平成18年度までにですね、用地のいわゆる用売というんでしょうか、買収して計画はできていればトンネルでいけたんですけれども、それができなくて結局、今先ほどお答えしましたように、国としては着手して10年たって完成見込みのないものについては整備を打ち切るといような方針が出てきまして、県からもそのまま継続していたらそれはもう打ち切られますよということで、またトンネル工法をやめましてですね、今のところに戻しました。それで私としては、今後その道路を整備していく設計の中ではですね、途中途中、いわゆる高架橋というんでしょうか、工法なども入ってきますし、それ難しい事業ですから、県代行に何とか持っていけないかどうか、かなりセッションしたんですけれども、それは今御存じのとおり、沖縄県も金がないと、職員の給与も3%カットしているような状況の中で、それを県代行に持っていくことは非常に難しいというようなことで、当分の間、今休止しておこうということで休止を決定したわけですが、将来的にはですね、今話し合っているのは、少し話を戻しますと、それで今県にはですね、休止ということで今年やっていますけれども、それでこの間の要望事項のときには上げなかったのが実情でございます。それで県と今話をしているのは、担当課を通してですね、あるいはまたアドバイスなどがあるのは、これからは要するに補助金じゃなくて交付金という形での道路整備が可能になってくるので、今でもあると思うんですけれども、これがもっと重要視されてくるものですから、そういったような形での再出発というんでしょうかね。再開はどうかというような今アドバイスを受けているところでございます。先ほど御提言、あるいは御指摘があったようにですね、1日も早い着手を考えていきたいというふうに思います。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

村長の説明もよくわかるわけなんですけれども、やはりこの交付金におきましてもですね、今国が定めています道路特定財源のほうも一般化してきますので、ますます厳しくなってくると思うんです。だからこれにつきましてはですね、やはり県との調整をもう少し深く真剣に考えまして、上の例えば議員の中の力のある議員さんを動かしてですね、何とか追求していかないと、私はやはり合併までには絶対、もし合併するならばですよ。合併までに単独でうちの村でできるものじゃないと私は思っております。だからこれにつきましてはですね、やはり今から非常に村におきましては大きな問題がたくさんくるわけですね。まだそれは非常に財政側もだんだん逼迫してきますが、まだ合併等のいろんな懇談会、地域懇談会とか、いろいろなものというのはまだ1回も開いたこと、1回開いたことあるんですけれども、具体的なものはまだ言っていないわけですね。だから県のほうでもやはりこの合併推進委員会というのもありますので、やはりあちらのほうからいろいろな課長とかそういうのを呼びまして、住民の説明会とか、そういうのも開きながらですね、村議の皆さんとの調整も図りながらやっていかないと、今後ますます厳しくなると思うんですよ。だから平成19年度の決算を見てもわからないんですけれども、これが財政健全化の中に入ってきた場合には、もうこれで座間味村は何もできない状態になっているわけですね。だからこれにつきましてはですね、村長もこのフルに回転しましてですね、いい方向で進めてもらいたいとお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私もですね、金城勝英議員同様、ちょっと訂正をお願いします。私が出したものに対して、育英会条例の①の下に②があるはずなんですけれども、皆さんのほうにはそれはいっていないと思いますので、②はその運営状況ですね。これが質問として私は提出しておりますので、これも含めて質問をしていきますのでよろしくをお願いします。

それでは育成会条例についてですね、ちょっとお聞きします。①で第1章の第1条から第3条についてということで質問を入れておりますが、第1条にですね、座間味村育英会は優秀なる学生生徒で経済的理由によって修学困難なものに対し、学費を貸与または付与をするというのがありますが、今度ですね、優秀なる学生生徒とはどういうことでしょうか。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの質問、優秀なる学生という件なんですけれども、これは育英会の理事会においてですね、貸与要請が出たときに、申請が出たときに集まってこれをみんなで協議して決めております。学校の校長の推薦も踏まえてですね、一生懸命こう検討して貸与しております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

優秀なる学生という基準は何もないということですか。優秀なる学生生徒というのは基準はないと。学校長のその推薦があればオーケーというふうなとらえ方をしてもいいんですか。どうでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの質問、そうですね。成績というか、学校のこの今までのこの中学、高校の大学におけるその推選、校長の推薦で一応やっております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ではあれですか、例えば座間味村内においてですね、校長の推薦はないけども高校に行きたいと、成績も中ぐらいという生徒は、この育英会資金を申し込みする資格も権利もないというふうにとらえてもいいわけですかね。その辺ちょっとお答え願います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの質問、添付はその書類の添付資料としていろいろ所得証明、在学証明、校長の推薦する人文書ですね。あとその他いろいろ資料がありますので、その添付が条件になります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今学校の校長の先生の要はその人の成績とかを勘案して多分書いてくるものだと思いますよ。ところが、この育英会資金というか制度があるのは村民、その全員に何かの形で知らしめているのでしょうか。中にはそれがあることさえも知らない人がいると聞いておりますが、そのために銀行でですね、教育ローンを組んで子供たちを学校に行かせているという人は結構聞くんですね。その辺ですね、学校、その生徒、学生、優秀でない子供たちを持っている人もいるかもしれませんけれども、その辺の通知というか、どういうふうにして知らしめているのか、その辺はちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

育英資金の募集というか、そういうことだと思いますけれども、今年、去年はやっておりません。今年、理事会でもそういう話がありまして、年度末にはこれ一応広報とかそういう掲示板に広報したいと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この条例によりますと、これ平成11年にこの、平成11年3月に改正ということでやられているんですが、この第1条の条文自体がね、もしやこれちょっと優秀なる生徒学生というのは、その辺でちょっと差別用語にはなっていないかと。この条文自体が。そう思うんですが、教育長、村長はどのようにお考えになりますか。その辺ちょっと。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

これはですね、この優秀という定義はですね、私もこの条例に出ているのはどういう定義かというのはまだ真意をつかんでおりませんが、一般的に解釈していいんじゃないかと思っております。それとこの条例自体ですね、教育委員会に事務局を置くという程度で、教育庁サイドのものではないんですと。だから、これ教育委員会に、委員会議にかけるようなものでもないですということで、一般的な通念で考えられるような優秀という問題じゃないかと思っておりますがね。ですから、これは非常に、今平成18年度で読み直してみると、非常に無理があるような感じもいたします。しかし、これは条例にうたわれていますので、そのとおりやらんといかんということで、きのう実は課長ともその点は話し合ったところです。今の御質問とはちょっと違うんですけども、ちょっと余分な言い方ですが9条だったかな、7条あたりですね。これは毎年議会の承認を得るというふうになっております。これは図ったこともなしということですね、会則の中では、一応これは把握しているんですが、この事務局としてできる範囲のことをしっかりしようということ今進んでおります。これは村民が対象ですから、公平に行きわたるようにしないといかんだらうと思っております。だから、一番考えられるのは成績というよりも、向学心の問題だらうと思っております。勉強をやりたいという子供たちはできるだけ機会を与えてやろうという解釈のほうがいいんじゃないかというふうに、勝手に考えているところです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

実は第3条の中でね、そういうのがあるのでそれを先に教育長がお答えになりましたけれどもあ、私がちょっと今、教育長の答弁の中でちょっと理解できなかったのは、一般、通念上というのがよくわからないんですよ。それから教育長、何か学校現場サイドでね、校長というこの職をやってこられているわけですから、私はあんまり学歴があるわけでは、高学歴なわけでもないわけですけども、私らが考える一般通念と、教育長が考える一般通念と何か大分開きがあると思うんですよ。だから私が申し上げているのは、この優秀なる生徒というものは、逆に言えばですよ、これ中学校の時点では、逆にみんな高校行って勉強したいという向学心もあると思うんですよ。だけど、逆にそこで成績を分けられて、あなたは優秀だから申し込みしてくださいと、そういうふうになっては私はいけないと思うんですよ。だから、わかる人は申し込みをするけれども、わからない人は申し込みをしていないと。それで教育ローンを組んでしまっているというのは多々あると思うんですよ。だから、第3条でこれお聞きしますけれども、何と申しますかね、この条例も含めた形でですね、その辺の温度をどうにか改正してもらえないかと、提案してもらえないかと、私はそう思っております。これは絶対にこの差別的用語に入ってくると思いますので、そう思います。また貸与、または給与をしというの、これがどういう意味なのかがちょっとよくわからないんですよ。給与というのはこれそのまま上げているわけですか。貸与っていうのは貸し与えて戻してもらっている。そういうことなんじゃないかな。その辺お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの質問、条例には貸与、給与とあるんですけども、うちの会則のほうで貸与、給与は削っております。現在は貸与ということですよ。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この今課長が言われたことはね、今給与というのはカットしていると。要するに、もうその用語はないんだと言われてはいますが、これはいつからの話ですか。これ平成11年からですか。いつごろその改正されたんですか、その辺お答えください。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

去年の12月に一応理事会で諮っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

去年の12月といいますと、総会がなされてないですね、まだね、そのときにはね。ということは、条例にもそれは上がってこないということでもありますけれども、条例をもう一緒にやらないとこれだけでは、これは今課長がおっしゃるのはこれ第3条の件だと思うんですけどね。第3条の何かな、これは…。どういふふうになるんですかね、これね。実行だからね。でも、これは逆にいえば条例も同時に改正しないと、その文言はかえられないと思うんですが、いかがですかね。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

会則にこれに、この会則の変更は理事会で決めるということであっております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だから、会則は確かに臨時会で決めますけれども、会則はかわっているけれども、その条例とは全く違う方向にいったらいけないんじゃないかな。条例には残しといて、会則だけ中身だけかえていますという、おかしいことになるとは思います、その辺どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

現在7名おりますけれども、給与生はおりません。今現在、貸与生だけです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

会則の中で貸与生のみだというのであればですね、行政の長からこの条例の改正ですね。その辺を、文言の改正ですから、その辺はやるようにしてください。

あと第2条、今回の基金は700万円と、村議会の同予算で増額することができる。村は今回の基金として500万円の補助金を交付しなければならないと。これは改正は多分平成11年にその金額というのは決まったと思うんですが、平成20年度の4月にも3月定例会のほうに平成20年度分の30万円を含めて、現在村からその補助金の額は幾らまでなっているのか。500万円まで達しているのかどうか。その辺をお答えください。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの基金の件ですけれども、村からの補助金は総額500万円ですけれども、平成20年の3月末現在で補助金の村からの交付金額は308万円でございます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今期というか、平成20年はたしか30万円程度でしたよね。36万円ですか。ということは36万円、これ500万円から308万円引いたら192万円もあるんですけれども、36万円をこうお願いしたということは、基金というのは十分に財力があるということによろしいですか。今十分にその700万円に近い状態があるということで判断してよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

仲地 勇教育長。

○ 教育長（仲地 勇）

村からの交付額が308万円、あと寄附金等が8件ありまして、220万円の寄附がありまして、700万円まであとわずかですね。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

現在の残金として700万円近い状態あるということでよろしいですね。

○ 教育長（仲地 勇）

はい。3月末の基金残高は61万6,000円余りでございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

3月末に61万円しかないのに、これで逆にいえば申し込みする人はいないだろうという判断のもとでこの36万円を村からの補助金にしたということでいいんですかね。もう必要性がないということで判断していいんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

30…、毎年、ここ二、三年は36万円ですけれども、その前は60万円。当初は140万円の交付がありまして、現在のところは今61万6,000円で大丈夫です。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

そのままこう第3条関係にもう移りますけれども、②の運営状況についても同時にやります。先ほど教育長がおっしゃられていた第7条関係、この事業年度、4月1日から3月31日までなんです、これは毎年事業計画等、収入、財産目録等を議会に諮らんとはいけませんよね。私は、この3月定例議会というのは2回

やっていますけれども、まだその状況を受けた覚えはないし、今年度は何名申し込みがありますと、何名に現在は貸していて、幾らの残高がありますと、貸付残高幾らありますと、貸与残高ね。何名、どのぐらいの金額返していますということ、これ一切報告ないんですよ、これね。あるのは今年度36万円補助金というだけなんです。逆に先ほど申し上げましたように、これはあるんですよ。全世帯というか、その対象になるような親御さんが広報でわかったときに、申し込みが多数あったときに基金が700万円までありますよ、実際には何もないですよという判断にしかならないんですけども、申し込みがあった場合はどうするんですか。この辺をちょっとお聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

現在、貸与生は7名でありまして、そのうちの6名が償還、返している。1人が今貸し付け中です。今年申し込みは1人おりますけれども、高校生ですけれども、今の61万6,000円で大丈夫だと思いますけれども、できたらまた交付額を増額していただいたらいいかなと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

基金自体がね、はっきり言います。基金自体、全体で貸与残高は幾らあるんですか。今現在残っている現金と貸している分、合計幾らありますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

現在、基金は61万6,000円ちょっとですね。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

基金が61万円、これ何で減っているんですか。これ役場からも308万円入っているはずなのに、何で61万円なんですか。このお金、あとのお金はどこにいったんですか。寄附金も200万円余りあると言ったじゃないですか。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの質問、7名に貸与しており、貸与額は935万円でございます。それでただいまの償還額は144万7,000円ちょっとです。未償還が580万円余りでございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

7名で935万円ですか、貸与額、この基金の。大分上回っていますね。現在580万円未償還、何か額が上がらないような気がしますけれども。この今現在貸し付けてる人7名しか残っていないと。過去に貸した人たちは全部償還しているわけですよ、じゃあね。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

そのとおりです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何かとっても合いませんけどね。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

7名のうち、今6名が償還中です。1名は今現在貸しています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

貸して償還は始まっていないということですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

そうです。平成23年まで一応貸し付けです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この144万円だけ返してもらっていると。この144万円はどこにっているんですかね。144万円返してもらっているわけですよ。ここにあるはずなんですよ。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

通帳に全部入れて支払いしてもらいます。その基金の中に入っています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

残高として580万円まだ返してもらっていないということですね。償還中は6名いるわけですよ。6名いて、あとの人たちは、1人はそのまま貸し与えているだけ。あとの人たちはこう毎月返しているわけですよ。これ償還期限というのは何年ですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

10年です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

現在は貸し与える金はないと、61万円だけしか残っていないということですか。これ後で…。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

大学は月3万円、高校は2万円ですので、大学は年36万円ですか、高校は24万円です。今61万円で大丈夫だと思います。以上です。

○ 3番（金城善昇議員）

いいです。これですね、今これそうじゃないと合わなくなってくるので、この資料をですね、議会在終わってからすべてください。口頭でやってもね、これ数字合わなくなりますからね。貸し出している状況と、未払い金はないですよ。ちゃんと払わないといけない、その義務が発生しているけれども現在払わないでそのまましているとか、そういう人は一切いないということですよ。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

若干おります。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

運営状況については今ここで数字のやりとりをしてもよくわかりませんから、後で資料をください。

あと第3条に関してですね、何というんですか、会則等があればですね、議会は会則等、全く何もわかりませんので、住民から質問されても何もわからないんですよ。答えることができませんので、そういうものに関して。あと第7条も履行をちゃんとしてください。ちゃんと事業計画もですね、毎年上げるように。そうしないと、教育委員会に関しては全く知りませんでしたでは通りませんのでね。条例は条例としてありますから、そのとおりやってください。この1番についてはこの辺で終わります。

あと2番、後期高齢者医療制度についてですね。これは住民課長におとついでですか、ちょっとお願いしたんですけども、表なんかつくってもらえてたらよかったかなとも思うんですけども、4月に実施された後期高齢者医療制度、それによって今ニュースではもう毎日のようにやっておりますが、低所得者が負担増になっているとか、高所得者がふえるはずだけでも減っているとかという、もうとにかく何をどう信じていいかわからない状態といいますかね。になっているので、この際、もう全国のことを聞いてもわかりません

から、どうせ村ではですね。村の中でですね、この4月以降にどのぐらいの割合の人がですね、どのぐらい負担増になったか、また負担減になっているのか、どのぐらいの収入の人からが一番負担増になっていますよと。その辺をちょっと、データがあるんでしたら教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城善昇議員のですね、まず1番の4月に実施された後期高齢者医療制度による村住民の負担増減等についてお答えいたします。本村の国民健康保険の賦課は均等割、平等割、所得割、資産割の4方式で賦課になっております。これに対しまして、後期高齢者の保険料は均等割、所得割の2方式での賦課になっており、この賦課の方法による違いの影響がございます。特に所得割の税率がただいまのところ国保の6%に対しまして、後期高齢者医療は8.8%と高く設定されており、後期高齢者医療には資産割の賦課がないことから、夫婦ともに後期高齢者の非課税世帯の方で固定資産税およそ4万円以上お支払いいただいている方には保険料が減額となりますが、これ以外の方は保険料は負担増になっております。ここにですね、表を出すようにお申し出があったんですけども、本当に個人個人でですね、それぞれに保険料が違って、また各世帯でですね、後期高齢者に移行した国保の世帯の場合は、後期高齢者に世帯を移行しますと残された国保の加入者の方は特定世帯ということで、世帯割が半額になります。このように計算が非常に難しいものですから、おおよそで計算させていただいたんですが、増額になった方は金額で最低3,000円の増、最高で9万5,000円の増になっております。また反対に減額は、固定資産の高い方、村で一番固定資産を多く払っている高齢者の方を見ますと15万2,000円の減額になりました。割合でいきますと、保険料の軽減になる人は見込みで10名のみです。したがって、本村は93.5%の増額になります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ありがとうございます。それとですね、この高齢者の負担がかなりあるということなんですが、この制度で、後期高齢者ばかりこう目にいっているんですが、実際はこの後期高齢者の負担に伴って、若い人たちが国から5割、税が5割、後期高齢者本人が1割で、あと4割は若い人たちが支援をしているんですね。だから、年寄りだけがふえているかと思うとそうじゃなくて、国保も確実にその若い層が上がってくるはずなんです。いつごろからどのぐらい上がるかですね、村内予想されているのか、それをちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

この後期高齢者支援分に関しては3月議会で提出させていただきました。割合がですね、所得割が1.9%、資産割が6.7%、均等割が4,600円、平等割は3,900円となっております。また後ほどですね、条例のほうに提出させていただいております賦課限度がかわりまして、医療費が56万円から47万円にかわり、また新しく後期高齢者支援分といたしまして、限度額12万円の負担をお願いすることになります。ですから、最高額が56万円から59万円、限度額が3万円上がることになります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私どもも3月でこの後期高齢者制度が4月からスタートということで、国の法律ですからね、これどうしようもなく賛成したというか、広域連合の件ですけれども、もうこれは多分広域連合になることによって負担率が上がるのか、それとも単独よりは安くなるのか、その辺をちょっともし試算をしておられるのであればですね、教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

すいません、ただいまの質問は座間味村としてですね。市町村に与える影響として、本年度は一般会計より国保の後期高齢者支援分とあわせて、1,973万4,000円となっております。これまでの老人医療の特別会計のときは約1,800万円の持ち出しとなっておりますので、後期高齢者の運営に伴う事務費相当分の負担が増となっております。今年が制度が始まったばかりですので、後期高齢者支援分の国保の税をそれに合わせて見合うように設定いたしておりますので、さほど差はございませんが、今後2年後の見直しのときにどうなるかは少しわからないんですが、多分負担増にはなっていくのではないかと想定しております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ありがとうございます。だんだん何というんですかね、負担増になるということであらうかしてられない状況でありますけれども、かなり一般財源からの持ち出しの金が多くなってくると思うんですよ。この辺も推移を見ながらですね、今私なんかもそうなんですけれども、メタボ対策がどうのこうのという割合負担も出てくると思いますので、その辺の何ていいますか、予防医学。こうどんどん取り入れてですね、負担増にならないように指導をしておくようにしてください。

そして同じ後期高齢者医療制度の件ですね。途中、月の、例えば入院加療されている人が、月の途中で75歳になったと。そうすると、ほとんどの人がその入院加療ということは、もう限度額を超えていると思うんですよ。だからその限度額を超えた場合に、その後期高齢者医療制度でまたその分の本人負担が出てくると思うんですよ。そのときにどのようになっていくのか、またそういう人たちにどういう指導ができるのか。その辺ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、国民健康保険はその月の初日に住所を擁する人が被保険者になります。また一方、後期高齢者は75歳になったその日から被保険者となるために、入院途中で後期高齢者医療になった場合の自己負担の限度額につきましては、誕生日までの前日までの入院費につきましては国保の自己負担限度額が適用されます。また、誕生日以降の入院費については後期高齢者の自己負担が適用されますので、誕生日を迎えた月、入院を継続してなされている場合の自己負担は両方が合算された形になり、倍のお金を支払っていただくことに今の制度ではなっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これはそうやって動けないから入院しているわけで、入院している人っていうのは大体、その歳の人って

いうのは逆にいえば、もう所得がほとんどないものに等しいですよ。年金生活者じゃないかと思うんですよ。そのときにですね、今合算されて、いざとなる場合は、今大体2万円、今までのあれでは2万幾らで限度額があったはずなんだけど、これが逆に七、八万円ぐらいになる可能性だってあるということですよ、合算した場合に。その辺は幾らぐらいになるかちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、一番ですね、所得の低い方、月額1万5,000円になっております。食事代は別なんです、入院費といたしましては1万5,000円です、その月に後期高齢者になりました場合は3万円の医療費のお支払いという形になります。また反対に現役並み所得者、所得の高い方ですね。8万1000円プラス1%ということですので、医療費が高額になりましたら1%加算がございまして8万1000円になりまして、途中で後期高齢者になりましたらその倍をお支払いいただくことになります。長期入院していらっしゃる方ですね、担当、また私のほうがですね、入院患者さんの訪問をいたしております。そのときに重度身体障害者に認定されるようでありましたら、家族の方にお会いしてですね、お話をして、医療費の払い戻しができる制度を御利用いただけるようにして、御家族の方の負担を軽減していただくようにしております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

非常に心強いといえますか、ちゃんとこの病院まで行って、家族にそういう支払いをしてという、相談できるような体制というか、そういうものはやっぱりどうぞ続けてほしいと思います。ただ、よく使われる言葉で「現役並み収益」というか収入というのは幾らからなのかな。私たち現役は年間で100万円ないんだけどもという人もいますが、その金額はどのぐらいから高額所得者というのになっているんですかね。その辺ちょっとまた、よければ教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ちょっと記憶が定かではないので、大体680万円ぐらいだったと思うんですが、年間。村内では1人いらっしゃいますね。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ありがとうございます。2番についてはこれで質問を終わります。

次は3番、21・ざまみとの委託契約についてをお聞きしたいと思います。諸般の報告の中にもありますように、おとついでですね、21・ざまみの役員、現執行部をちょっと呼んで勉強会をいたしまして、いろいろ聞いておりますので、皆さんの答えられる範囲でお答えをちょっと願いたいと思います。これは事務局から私のところ、皆さん持っていると思いますけれども、この回ってきた委託契約書の内容なんですけどね。この中で各課がやられているものもありますので、これはちょっと教えていただきたいところがたくさんありますので、これをお聞きしますので、的確にお答え願いたいと思います。ページの順から言いますと環境衛生課長に先にお聞きします。座間味島、阿嘉島とそれぞれにこう何といいますかね、分けた形で委託費と

いうのが出ておりますけれども、決定されておりますけれども、座間味島の繁忙期4月から10月、閑散期11月から3月という中で、月曜日2.5、火曜日1、水曜日2.5とこうあるんですが、この2.5という場合なんです、これ午前収集4名、午後1名管理及び受け入れとなっておりますが、座間味の場合はこれで月、水、金ですね、午前中でごみ収集をやるということになっておりますが、この3部落、この体制で大丈夫なんでしょうか。その辺ちょっと、教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

収集の状況を見ていますと、午前の11時半前後ぐらいには収集完了しておりますので、十分と判断しております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この中にですね、座間味島はごみ回収業務並びに清掃業務と、ごみ処理施設の管理及び持ち込みごみ処理業務と。あと粗大、資源、その他ごみの収集及び管理業務。家電、リサイクル収集及び管理する業務。補助員の雇用管理業務、台風対策等の施設、作業完了業務。あと不法投棄者及び持ち込み違反者への指導、注意及びパトロールとありますけれども、これは11時半ごろにごみ収集業務は終われるとありますけれども、これ不法投棄者とか、そういう人たちの管理もその0.5の中で行っているんでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

座間味島の業務内容として、1から6まで委託事項として書いてありますけれども、実際業務を行っているのは1から3までです。あと家電、リサイクル、5、6につきましては環境衛生課が直接、及び賃金職員で対応しております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わかりました。こういう業務内容でということと、これ書いてありますからそこを質問しているんですがね。要するに、外した分は外したでこう減っていかないと、その委託業務がすべてこれに含まれていると思われるのがありますので、だから契約書はちゃんとつくられてください。

あと阿嘉も座間味も含めた形で、公課費というのが20万ちょっとあるんですが、これの内容をちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

これにつきましては率が0.025ということで、雇用の形態がごみの場合はほぼ毎日になりますよね。週何時間ということで保険等、そういうのも適用しないといけなくなりますので、ほかのものを、業務にはこれ出てきていませんよね。いわゆる月に何日か雇用するという場合には該当しなくなるわけですがけれども、我々の場合は週に雇用する期間が長いですから、やっぱり40時間近くなっていると思いますけれども、そ

ういうものの負担になります。雇用主が払わないといけません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この20万円というのは、この雇用者全員の分です。よろしいでしょうか。雇用者、例えば座間味4名いますよね、阿嘉4名いますよね。それ全員のその保険が合算して20万円ということですよ。よろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

座間味、阿嘉含めてです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私がおっしゃる通りにこれを計算した場合には、これ全員分では、20万円では足りないという計算で出しているんですけども、これはなぜそういうことが計算できたかといいますと、この委託契約書の中の第17条の中にですね、全部書いてあるんですけど、雇用保険法とか。これをやりなさいと。あるんですけども、これを実際にこの金額でやると、これ絶対に当てはまってこないのではないかと思われる部分があるんですが、これはあとの部分は全部7%ですかね、事務委託費が…事務費ですか。この中から補えるということで総務課はこの計算で出しているのかどうか。ちょっと総務課長、その辺、事務費の中でこれ全員分出せるのかどうか教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。21・ごまみへの委託についてはですね、内容、公課費等を含めて、それを所管課のほうで調整していただいております。総務課のほうでやっておりますのは、その内容をとりまとめて契約書を作成するという事務手続をやっておりますので、この辺のですね、法例上の責任等の内容についても、その所管課のほうで積算をいただいております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあその事務費の中で公課費とは別に事務費がありますから、その保険の一部も事務費の中で賄うようにということで…なりますよね。これ20万円ではこの4名分、というか8名分の保険料というのは賄えないですから、後でこれちょっと見直ししてくださいね、この数字に関しては。絶対にこれだけではできないようになっておりますのでね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

この公課費の計算についてはですね、もちろん総合で調整しますが、原案は21・ごまみのほうから算出してきている数値のもの。これはもう以前からそういう形でやっているものですから、もちろん役場の本庁のほうも臨時職員等、そういう計算をしますけれども、この額については21・ごまみ側が積算をし

て、説明を受けて、そういうとらえ方をしています。了解ということで、我々としてはですね。事務費というのは公課費は含まれないという、私の認識でそういうふうにとらえています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

もちろん、その事務費の中に公課費は今含まれていません。流れていますよね、確かに50何万円、事務費の中にありますけれども、この公課費では8名分出ませんよということを私は言っているわけですよね。だから、事務費の中から例えばパート職員、臨時職員は事務費の中から逆にいえば保険費を負担しないといけない状況になっているわけですよ。逆にいえばですね。この中から見ると、1人しか正職員採用できませんのでね、その辺もちょっと、21・ざまみがどのように計算したかわかりませんが、間違いがあれば逆に課長のほうがよくそれを知っているはずですから、その辺の指導を含めながらですね、本当にこんなものでいいのかということで話し合いはされてくださいよ。環境衛生課はそれでいいです。

あとクジラの里の管理ですね。それに対してですね、おとついで説明を受けましたけれども、この何と申しますか、委託額208万円になっているんですが、これ事務費も含めてですね。あとコテージやら何やらで収益が上がりますよね。そのお金は今役場にいつているということなんですが、収入の分ですね。これは21・ざまみがそう数えてはいるんですが、それでよろしいですか。お答えください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、クジラの里の営業収益ですね。これは21・ざまみのほうで受付業務とコテージの管理、一応、今実際にやってもらっています。それで利用者の、要するに毎日の日誌をつけて、それに基づいて何名こう利用者があったということで月々の報告があって、それに基づいて利用した分を収納、出納のほうに今納めております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

このクジラの里管理の中で、これ平成19年度に見積もりの考え方とあるんですよ。1名が一月に25日勤務をするものと計算してあると。だから、そこの中に閑散期に管理等を一時閉鎖しても構わないとあるんですよ。これは、要は年間通じては動かないで、そのクジラの里は年間通じては動かないでいいですよというとらえ方もできるわけですよね。逆にいえばですよ。あと管理業務に係る消耗品の負担とあるんですが、これは委託費の中からすべて賄うんですか。この辺をちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

クジラの里委託費の中にですね、今消耗品、例えばトイレトペーパーとか、そういうものについては21・ざまみのほうで委託費から購入してセッティングしたりということで今やっています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

おとついで、この件に関して全議員聞いております。総務課長も調整官もそのときは聞いています。

すけれども、今の執行部の前の執行部がですね、今のその消耗品の負担、管理するための消耗品の負担が、営業努力をすればするほど多く出て赤字になるから、営業努力はしないでおこうという話が出ていたんですね。要は請け負いさせて、収入は全部持ってきてください。消耗品は皆さんやってくださいとなりますけれども、これ絶対にマイナスになる。わかりますね。要するに、通年でお客さんを入れようと思って計画したところで、お客さんが入れば入るほど消耗品が多く、管理費が多くかかってマイナスになると。これでは営業努力はできませんよということなんです。この辺は、これはほかのところでも同じようなことがあるんで、これ全体的なその見直し、この業務委託の見直しをやらないと、私たちが52%出資している何といいますか、21・ざまみ、第三セクターはどんどん赤字を膨らませていって、本来はこれ自分たちが直接全部雇用しないといけないわけですよ、保険もかけて。そのときに、じゃあ座間味村の直接負担金というのはもっと出てくるはずなんですよ、今以上に。この負担費ではできませんよね、業務委託費では。これについて真剣に考えたことはありますか、総務課の中で。これとりまとめをしているはずですから、これだけでできるかどうか。努力すればするほど赤字がふえるんだから努力はやりませんということ、今まで聞かれたことはありますか。今までそういう報告はありましたか。ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。この件につきましては、たしか21・ざまみの部長から相談はありました。ただですね、予算を管理している総務企画課で、じゃあ予算をつけましょとかという答えはちょっとできませんので、それは担当課と予算計上に当たって、予算編成前にちゃんと相談をするようにという助言だけはしております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だから、まあ予算をつけるというか、これつけても努力すれば…というかこれ、今208万円ですけれども、これ300万円にしたって400万円にしたって一緒ですよ。営業努力をすればするほど赤字になる、収入減っていきますよと言ったら努力しませんよ。委託金が多くもらえたら、ああ何もしないで委託費たくさんもらいましたで済まされますよ。要は、逆に契約の見直しを考えてみてはどうかということなんです。そうすれば環境衛生の面でもですね、いろんな、直接今職員がやっている分も、こういうもので収入を上げてその分をカバーしてくださいという方向に持っていけばいいんじゃないかなと。収入が得られるところは、ちゃんと収入が得れるような形にしていかないと、皆さんははっきりいって職員も減っていますから、管理も大変なはずですよ、いろんな面で。これ21・ざまみが収入が減って赤字が多くなるということは、連結すれば村民全員で負担するということになりますからね。その辺も考えて契約書の内容やり直してくださいよ。全部負担しますよ、こっちが。負担かぶってきますよ。委託費にしても、どんどん減ってきているじゃないですか。減ってきて、さらに地元就業は最高額のとときに30%あった事務費が、今平均10%じゃないですか。金額は委託費は減って内容は一緒、事務費はさらに低くなってきている。これでは絶対に民間、私がお社やったらこれ絶対受けませんね、座間味村と契約は。営業努力ができないから。これ、だから考え方見直してくださいよ、はっきり言いますけどね。

あと同じように、阿嘉の航路業務なんかもそうですね、これ2人12カ月、1人給与14万円とありますけれども、船は365日動いていますけれども、2人だけでニシ浜の管理も含めてできるかということですよ。絶対できるわけないと私は考えていますけれども、船舶課長、できそうですか。ちょっと答えて

みてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの御質問、船舶課委託についてなんですが、船舶課としては今阿嘉港における出入港の管理、それから乗船券の販売、公用施設等の管理等を委託しておりますが、委託費については産業振興課のニシ浜ビーチの管理費とあわせて、今388万1,000円で契約をしております、そのうちの194万1,000円は船舶課が負担しております。それで積算の根拠なんですが、金城議員おっしゃいまして、船舶は毎日動いているのに、何で24日で解散しているかということなんですが、確かに月30日、年間365日、船は運航しているわけですから、その受け入れというのは休みなく必要だと思います。この金額でいきますと確かに足りない分が出てくると思うんですが、その辺は今ニシ浜の管理とあわせて、その中で21・ざまみにやりくりをしている状況にあります。21・ざまみがどうしてもそれはできないということであれば、そういう検討も考える必要があると思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これ船がね、クイーンざまみ、フェリーざまみだけだったらかなり時間ありますよ。今、朝8時前には村内航路に来ますよね。すると7時半から勤務しているわけですよ。最終のは5時45分ですから、それを締めて事務処理を締めたら6時間過ぎるわけですよ。そういうところも含めて考慮しないと、これ絶対に2人だけでできる勤務ではないわけですからね。3名で作業をやらないといけないわけですよ。これ、だから1人頭14万円で2人になっていますけれども、3名で割ったら幾らになりますか。年間、はっきり言って100万円満たないですよ。どう分けてみても。ましてニシ浜の管理まですべて入っているわけですからね。その辺もちょっと考えてですね、もうちょっと運営ができるのか、それとも自分たち直接雇ったらどのぐらい費用がかかるのか、その辺もちゃんと考慮してやるようにしてください。そうじゃないと、これ一般で受け入れるのか、21・ざまみだけに移しているのか。とにかく、赤字になった分はこの村がかぶらないといけない状態になりますからね。第三セクター、いや向こうが勝手に赤字にしているのであれば…ないわけですから。サービス業も含めてですね、全体で落としていくように、この赤字額6,900万円ですか、累計額をなくしていくようにしないとイケませんので、さっきのクジラの里の管理、あれ収入が入るような、大浜等を含めた、艇庫も含めた指定管理も考えてですね、視野に入れてですよ。やってください。収入が上がるように。委託事業全体でとんとんでもいいですよ。でも委託事業をやることによって収益が上がればとんとんでもいいわけですからね。こっちはアップする必要ないですよ。でも委託事業をすることによって、そこが収益が上げられるようにやってください。動きをとめることはしないで。それをお願いします。

そういうことで村長、今後ですね、多分事業計画、この間、おとつ私たちは21・ざまみの中身を議会も一緒になって真剣にやるということで、チェックということで中身を聞きました。いろんなことが今わかっておりますから、この事業計画を含めてですね、多分6月30日に総会を予定されているというので、そういう事業計画も含めてですね、議員とちゃんと中身をこう検討する、みたいな会をですね。先ほど清之助議員も一般質問の中で話していましたが、みんなで管理、監視ができるような体制づくりをひとつやってください。これで私の質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

10分間休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

質問事項は修学旅行代金未払い問題について、また改善要請についてでございます。質問要旨については読み上げます。本村の修学旅行受け入れ宿泊事業者有志一同より、議会議長あてに陳情書が届いています。全文…、これは前の文です。間違いですのでよろしく申し上げます。前文を割愛します。途中で、来訪する修学旅行の宿泊代金及びサービス代金の支払いが、スムーズに修学旅行受け入れ事業者に入金されず、事業運営に支障が出ていると。修学旅行の窓口である株式会社 21・ざまみへ再三請求しても代金の支払いができていない。このままでは食材などの仕入れ代金の支払いもできず、今後の修学旅行受け入れにも大きな問題が生じています。次のアンダーラインのところをよく見てください。支払いがなぜスムーズにできないのか。第三セクター「21・ざまみ」への支払い、改善及び代金の支払いに応じるように御尽力を願いたい。これはいわゆる宿泊事業者から議会あてでございます。下のアンダーラインに書いてあるのは商工会でございますね。本村の観光政策の柱である修学旅行の今後の受け入れ体制について、商工会においても検討を願いたいと。以上のような陳情書が届いています。そこで村長は、株式会社 21・ざまみの会長の立場から、今後の 21・ざまみの経営状況について伺いますと。

それから、先ほど 3 名の方々から関連するような質問がありまして、それで重複する面もあろうかと思えますけれども、それひとつ御勘弁してください。できたら重複しないようにですね、やって進めていきたいと思しますので、村長、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

これまでに 3 人の方から御質問がありましたけれども、基本的には一緒でございます。少し、そのときにお話できなかった部分をお話させていただきます。ちょうどですね、今この遅払いになっている、未払いというんでしょうか、額がですね、去年の 12 月に発生したんです。12 月に発生したもので、お金が入ってきたのは 1 月末ですか、に入ってきておりますけれども、これまではですね、皆さんと村の観光業者、皆さん同じと思うんですけども、ちょうどそのときはオフシーズンで金を生まない時期なんですね。それで 21・ざまみも全く同じようで、この時分には金がないです。それでこの 1 月というのは村からの委託金も入ってこない。4 月にならないと入ってきませんからね、入ってこない。そのときにはですね、これまでの代表者はそういう資金繰りをしながらこの時期を乗りきっておりました。そういいますと非常勤の役員で大変申しわけないんですけども、その金の工面をするのがおくれまして、おくれましてこのような状態が起こっています。だから私もいろいろ相談があって、金の工面を一生懸命したんですけども、その時期に入らなくて、結局は銀行で入ってきた金を、21・ざまみに入ってきた金を、払うべき金は全部銀行が抑えていますからね。それが要するに業者には持っていけなくなったような状態になりました。これが一番の原因ですね、払わないじゃなくて、今までは資金繰りをしながら確実に回していたんですけども、それがとどまった、行き詰まる。行き詰まるというのか、そこで少し回転がなくなったがためにこういう状態が起こっております。ですから、こういうふうに改善策を取締役会でも決めまして、絶対に払うような形をしましょうと。これはこういうことです。要するに、修学旅行が来ます。例えばきょう 18 日ですけども、

きょう入ったとするとこのあれは1日に入ってるんですけども、25日までにですね、請求書を出してくださいと。請求書を出してくださいと。それで、そのときまだ金が入っていませんから、それで相手方にちゃんとした請求を出して、金が入ってくるのは多分それから2週間後ぐらいですから、次の25日には全部支払いをしましようという仕組みを今後はつくってこうということで、改善策を今話しているところでございます。確かにこういう状態を引き起こしたというのは、今ここに資料を持っていますけれども、先ほども宮里清之助議員にもお答えしましたけれども、17軒の方々に今未払いがある。それで460万円、合計でということですが、これはこの間、社長からは6月いっぱいという話があったようですけれども、私も今一生懸命その金の融通を今どうするかということをやっているんですが、銀行から入るのがですね、6月二十七、八日ごろになると思うので、7月に入って早い時期に確実に処理するよというので、今課長にも、営業担当の部長にもそういう話をしているところでございます。決して代表でありながら見ないふりしているというわけではありませんので、今後ですね、そういうことが起こらないようにいろんな改善をしながら、ひとつこの観光産業がもっと活性化していくことを私は期待しながら、希望しながら、職員を叱咤していきたいというふうに思っております。ひとつ御指導よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

よくわかりました。それからですね、村長は金を払うほうしかない。金を払う方は会計課長ですから、村長にそのことを言っても会計課長が金払わなければ、どうにもなりませんので。それで、これは要するにその未払いの原因については、村からの委託料が入らないと。各半期ごとにどのように21・ざまみには払っているんですか。例えば21・ざまみの部長の説明では、一番大きいのは、4月、5月、6月がありますよね。前はずっと4月にもらっていたと。そしたらその3月分の給料もそれから工面できたんだけど、あなたが今の行政の会計課長からは、いや翌7月に払うんだということで、こういうのが続けてやられているというんだけど、これはどうですか。これについて。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康会計課長。

○ 会計課長（野崎 康）

ただいまの質問、すみません。資料をちょっと持ってないので、何月に支払ったかちょっと後で報告したいと思います。ただ契約上、なされてなかったものですから、支払いはかなりおくれて、要するに実績報告を毎月10日までに支払うようになっているんですよ。これを平成18年度からいろいろ指導してきましたけれども、平成19年度においても、やっても全然指導したかいたがなく、もうそうしたら報告に従うようにしか払えないよということで、支払いは大分おけています。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

わかりました。それは推移だと思いますね。そしてね、これは委託業務、委託業務と言われているのはあくまでもそれね、管理に対するあれでしょう。これはもう同僚議員も言ったんだけど、21・ざまみに借金を払うためにやっているわけじゃないですよ。課長、そうですね。だから、その辺をはっきり認識してやらないと、いろいろな話も、先ほども同僚議員から出ましたけれども、この改善の方法もありましたけれども、それはさておいてですね、続けます。

お手元にですね、こういう資料を私が、村長、みんな回っていると思います。届いていますか。カラーで。

村長には特別に待遇して、カラーでやっています。負債は赤字で書いていますから。私がそれを申し上げるまでもなくですね、21・ざまみの目的というのはそれは皆さん、先ほど村長からも御案内があったとおりですね、特産品、あるいはお土産の開発などですね。リネンサービスとかありまして、ゴールデンウィークの繁忙期における民泊の確保、提供などと、こういうのがありますよね。それからその中で、いわゆる公共、受託を通して雇用の職場を図ると。そして村の活性化に寄与することを目的とするとありますのでね。非常にそれはもう私はそのとおりだと思います。それから皆さん、理事の方々も、議員の皆さんもお手元に配りました株式会社21・ざまみの決算書、これ損益決算書ですね。これはですね、断っておきますけれども、21・ざまみの部長から資料を提供してもらってですね、1日で私が精査をしまとめたものをここにこう書いています。だから間違いございません。ただ間違っていたらですね、誤字だとか、数字の間違いはもし出てきたらですね、御了承願いたいと思います。

これについてですね、ちょっと説明していきますね。まず2期ですね、2期、3期、4期、5期、6期、7期、8期、9、10…と出ておりますけれども、1期がないのは、前年度は1日しかなかったもので、それが1期ということで、2期が平成11年4月1日から平成12年3月31日ということで1期ですね。それと現在10期ですから、平成19年4月1日から平成20年3月31日ということで、満9期をそこに書いております。これちょっと村長に説明しましょうね。最初の2期の公共事業受託費の、これは村との契約なんですよ。いいですか。それから営業種目というのはですね、これ1回だけ。説明は後でやりますので、マリン事業の収入だとか、製品の売り上げとか、旅行事業の収入だとか商品のこういったものですので、そのように理解してください。そしてこの裏にですね、2期目で3,929万6,560円ということです。以下、これ売り上げです。売り上げですね、これが。ずっと最後まで。するとこれは10期の合計は14億円の売り上げがありますね。それから8期も14億円の売り上げがありますね。数字上はね。

○ 村長（仲村三雄）

1億4,000万円です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ごめんなさい、1億ですね。そうですね、ごめんなさい。それで利益がですね、すぐ右側に書いております。右からゼロ、2期はゼロですね。3期が7万8,151円と。それから4期は489万8円、5期が552万2,006円、それから6期が254万9,370円、7期が179万4,026円と、ずっとこれついてきます。これを見てですね、皆さんはどう感じますかね。それは皆さんの判断に任せてですね、これは中村一男社長からずっと伝わってきて、ここの推移を調べてみたらですね、大体それはそのとおりの業務の内容というのはわかると思います。それで最後ですね、2期は会社を立ち上げるためにいろいろと借金していますね。最初は2期はですね、村長、1,973万1,142円。これが会社を立ち上げるときの負債。負債、累積赤字と書いてありますが、負債と書いてあります。そしてずっと10期目にはですね、現在は6,961万7,043円という、いわゆる累積の赤字が出ておりますね。当初は2期からですね、現在見ると約3.5倍の村長、会社は債務を抱えておりますよね。大変心配ですね。そういうことですね、これは理解できますか。これはいいですか。これはいいと思いますか。村長そういうね、村長、そういう資料もないとよくないんじゃないですか。単年度予算ではないんだ。だからそういうことですね、見ておいてください。そこでそれに対するですね、村長、何か話しても説明、答弁をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

## ○ 村長（仲村三雄）

確かにこの資料は毎回ですね、こういうふうに総会のおきには出しています。こういう一覧表を出しますが、前期比較ということで出しております、この数字は把握しています。承知しています。それで中身なんですけれども、2年度に約2,000万円近くのいわゆる負債をかかえていますね。赤字を出したというのは、当然のことながらいろんな事務機とか、あるいは、特にそのころはですね、特産品の加工ということで冷蔵庫などを買ったりしてきましたので、そういったようなことで金をたくさん費やしております。それで何期目ですかね、8期ぐらいでもうやめたんですけれども、いわゆる特産品、例えばカツオのつくだにとかそういったものを、つくればつくるほど赤字になるということで、これはもうやめました。というようなことで一応整理、先ほども大体何をすればどうなるというのが10期目にして、10歳になってわかってきましたというお話を申し上げたんですけれども、そういうどうしても不採算部門というものを整理しながらですね、ここまでできております。それではっきり申し上げまして、こう今期は約600万円の赤を出したんですけれども、その中で公共事業、先ほどもありましたようにですね、公共事業部分で約100万円ぐらい出しています。100万円ぐらいの赤字になっておりますので、そういった部門もひとつ見直しをお願いしながらやっと思っていますけれども、ここに今度600万円の中で一番大きかったのは、いわゆるエコ産業として廃食油の事業を展開していこうとしたんですけれども、これがまだ動きがとれていないということで、この事業についてはもう今期で切り捨てるということで整理をして、来年からはですね、確実に減らせるという数字を今持っております。単年度黒、これは8期ですかね、多分ここに利益と書いてあるから、経常利益で負の負債が出ていないからわかりにくいんですけれども、8期と9期は黒が出ていますね。非常にかわいい数字であったんですけれども、14万円ほど。18万円とかという数字が一応出ております。ただし、その場合に後で整理をしてみますと記載漏れがあったりして、去年が約600万円ぐらい、900万円ですか、出したんですけれども、そういうふうにその赤字部門をですね、どんどん縮小してきています。やっと思っています、今度ぜひですね、皆さんにも後で御助言を賜りたいと思っていますんですけれども、観光部門で名前は控えますけれども、全国的にも大きなエージェントさんと組んでですね、それともう一つはですね、修学旅行もですね、那覇までは40万人という形で来ているんですけれども、ここに来るのは去年が最高で6,000人。多分伊江村が57校ということですから、8,000人ぐらい来るんでしょうかね。というような形で数字はまだ低いです。今度エージェントさんと組むことによって、それともう一つは我々21・ざまみの組織の中にもですね、こう観光部門を見れる、いわゆる職員を採用したということと、会長が観光関係ではいろいろとノウハウを持っているということで、ぜひその観光部門の引き上げをしていこうということで、来年また同じことを言っているということになると思うんですけれども、何としても黒を出すような営業をしていこうというふうに考えています。6月30日の総会では事業計画も示しながらですね、また11期に取り組んでいきたいというふうに、自分を叱咤しているところでありまして、社長も非常に意気込んでおりますので、そういったことでこの数字、約7,000万円の赤字ですけれども、毎年これは、先ほども申しましたように、借りている金を払いながらですね、毎月約70万円、年間で借金返しが1.2倍ですから、700万円ぐらいですか。700万円ぐらいは借金を返しながらこういうふうに積み上がってきていますので、単年度黒にすれば確実に流動負債の部分は圧縮されていくというふうに考えております。この数字はどうもありがとうございました。非常に見やすく一目瞭然でした。以上でございます。

## ○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

## ○ 1番（宮里順之議員）

これは今の、先ほど同僚議員からも、いわゆる公共事業の受託についていろいろあったんですけれども、

当初は2, 900万円余りの村との契約があったんですけれども、これ10年計画になると平成20年はずね、約1, 800万円ぐらいです。相当減らされています。これはもう仕方ないと思います、私は。今村もね、行財政改革している。議会の給与も、職員も、三役も全部そういう厳しい中でのあれですから、これ私はですね、あれですけど、やむを得ないことだと思うんです。それはもう厳しい財政の中からのあれですから、お互いにですね、21・ざまみのです。それはもうこれは理解していると思いますよ。だからそういうことですね、ぜひですね、また営業をうまくコントロールしていってほしいと思います。ただ村長ね、村長はよく、この創立の当時から5期目あたりから人件費についてやろうとって、これ予想なんです。それはいいです。予想だから。ところがですね、この単年度黒字とよく申し上げますけれども、実は700万円という話もありますけれども、これが減っていかんといけないんじゃないですか、この負債は。累積がね。うなぎ上りにずっと上がっていくんですから。こっちはこれどうなるかと思うんです。だって、あとこれは平成26年ぐらいあたり、いわゆる何か消えるんでしょう、あれも。当たり前で本当にそれが、それ順調に堅調で行けるかどうかということなんです。そういうことで、大変これは心配しております。

すみませんけれども、村長、食廃油についてちょっと聞いていいですか。怒らないでくださいよ。この8期の中にね、食廃油、燃料、事業費の売上げが100万円とありまして、私の見た限りじゃ。それからまたあるんです。9期の中にも。廃食油、燃料費、事業費売上げとありますけれども、これちょっとどうなっていますか。そういう機械もありましたよね。あれはどうなっていますかね、ここは。ひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

廃食油につきましてはですね、当初我々のごみ処理場の発電機等々で使っていこうということと、それともう一つはこういう年々高騰している時期にですね、重油を使っているところでそれを入れて持っていこうかということで、当初はこの油は逆にこの処理を頼むところから金をもらって処理していたんです。これがそういうふうにならなくて燃料として使えるというふうになりましたら、これが値段がつかまして、もう今1リッター15円が最低値段になっています。そうしてきますと、当初見込んだこのここまで油を持ってきて混合してですね、使ってもらおうという考え方、船でドラム缶にオイル積んできて、ここで廃食油と混ぜてですね、ひとつ使ってもらおうというようなことではもうペイしないという考え方に届いたわけです。そこら辺もあわせて、考えとして甘かったなということを今反省しているところなんですけれども、近々ですね、この機械についても撤去します。撤去して、余談になりますけれども、油は集めてですね、非常に環境にはいいので、それを那覇に送って学校あたりの何か図書費とか、そんないろんなのに使えるような方策を今つくり出していこうと、仕組みをつくっていこうということで、今廃食油でそういう考え方をしているところでございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

村長、部落の発会でもあれは廃食油の整理ですね。何か部長の話を聞いたら整理していると。片づけたということなんですけれども、ただ機械のリースのあれは残っていますよね。

○ 村長（仲村三雄）

だからこれはもう売りますので…。

○ 1番（宮里順之議員）

あれはあれですか、リースやっているということだけでも、今全然リース代払っているみたいですね。大変なことじゃないですか。あれは部長の話の聞いたら、これまで260万円余りのリース代が出るということなんですけれども、これは本当ですか。ちょっと…。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今度決算書です、それもちろん出してありますので、これは取締役会議でもかなり議論されまして、今度の総会でそれは処理していくということで…。取り決められたことでございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

だから村長ね、余分なものを持ってきたということではないんですけれども、発想的にはすばらしいんですけれども、今21・ごまみがああいうふうにな、本当に重症にかかっている21・ごまみがですね、だからそういうことね、もう変な言い方だけれども、非常にこれがね、この廃食油燃料というのは何か足かせになっているんじゃないかというような感じがしますけどね。それはもう終わったことだからいいんですけれども、最後にじゃあ私はですね、縮めたいと思っております。

終わりに、株式会社21・ごまみは今の状態が続くと、あと四、五年では1億円以上の債務を抱えることになると思われま。21・ごまみ株式会社としての本来の役割を果たしていない。これまでですよ。限られた人員、要員の体制で多くの期待を背負わされている。また多くの受託、貢献はしていますけれども、地域におけるですね、村長、役割が不明瞭で、村民からはあまり理解されなくて、あまり期待もされていない。資金繰りが悪化している。累積の赤字。10期で、平成20年3月31日現在で、先ほど示したように6,961万7,043円と約7,000万円の累積赤字があると。その状態が続くとですね、あと四、五年じゃ1億円になりますよね。だから、そういったことを踏まえてですね、これからですね、従業員も、事業体制も整えまして、先ほど同僚議員からもありましたけれども、よりノウハウのある職員を採用して、技術のある採用をして徹底的にこれやり直さないと、またイタチごっこだと思いますけれども、村長の所感を伺って私の質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいま…、すいません。ただいま御提言、あるいはいろんな示唆に富んだお話、深く受けとめまして、やはり会社というのはちゃんと利益を出して進んでいかないとイケませんので、本来の会社に早く戻すように努力してまいります。またひとつお力を貸していただきたいと思っております。ありがとうございました。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

1点質問いたします。那覇慶良間間を運航してくるエアードルフィンについてですが、6月10日ですね、エアードルフィン社は国交省の大阪航空局より、航空法に違反する不適切な整備等があったとして、業務改善勧告がなされました。とりあえず直接の経営とかにはタッチをしていないんですが、慶良間路線を飛ばしている同社から、その経緯についての説明があったかどうか。また商工会を通していわゆる島発の窓口とい

う観点もやっていますので、島とは大分かわっていますので、これからどう対処するのかお伺いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

エアードルフィン社からのですね、行政指導があった経緯の説明についてということでお答えをいたします。株式会社エアードルフィンからの航空法に違反した件についての経緯説明はございません。村としては関係機関の詳細情報の入手と安全確保を第一に運航されるように、エアードルフィン社のほうに要請するとともに、これまでと同様に飛行場手引書を遵守して旅客保安検査の決定、航空機の離発着の確認など、空港管理を行っていくという考えであります。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

向こうから連絡もないと。こっちからまた連絡をとれていないということだと、いわゆる航空局から指摘されたその整備等がなされなかった期間ですね、慶良間に飛んで那覇から慶良間、あるいは慶良間から那覇ですね、乗客を運んだということはまだわからないわけですね。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

その情報を入手した時点でですね、エアードルフィン社に一応連絡をいたしました。それでその責任者にぜひ連絡をとということでやっておりますが、きょうまでですね、連絡がきていないというのが状況です。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

この整備とある、整備がされないまま飛ばしたということは非常に怖いことで、もう事故につながりかねないと。また新聞にもいわゆる那覇慶良間線を飛んでいると書かれていますので、やっぱり観光客らのイメージとしては村のイメージも悪くなりますので。また去年や、一昨年6月にコミューターが慶良間路線撤退した時点でどうにか航空路線の確保ということで、村長も御尽力なさっていわゆるエアードルフィンが不定期チャーター扱いですね。それもまたコミューターより若干運賃も安くなってということで、非常にいいことだなと思ったんですが、その件に関しましてもちょっと村長の意見を伺いたいんですが。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

非常に航空機、安全の確保というのは国土交通省ですか、をひとつ核にして、厳重なチェックがされている中です。それで今、先ほど担当課長からも話しがありましたように、相手側航空会社にですね、ひとつ連絡を求めているんですけども、その答えがまだ返ってきていないのが実情です。早い時期に関係機関、県も含めまして、県の交通対策課、政策課ですか。等々の意見も聞きながらやっていこうと思っておりますけれども、ただこれもマスコミの報道による中身しかわかりませんが、いわゆる何ですか、重大な故障じゃなくて、ある部品を何か乗付けたということで、それを届け出ないといけないものを届けてなかったということでのペナルティーだったようですので、それで飛行機自体ですね、運航停止とかそういったような事態には

至っていないところを見ると、かなり軽微なものだったのかなという感じはしております。それでも、やはりそういうちゃんとした手続を踏まないで運航するということはよくありませんので、ぜひこのことについてはですね、まだちゃんと調べていないところ大変申しわけございませんが、今後確実なる情報を仕入れて、またお願いすべきこと、あるいは要請すべきことは要請していこうというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

ありがとうございます。普段はなかなかお客さんも少なく、飛ぶのは便数としては少ないんですが、これから台風シーズンに入りますと、いわゆる船が欠航したときはですね、非常に利用者もふえますので、やっぱりこれから先の夏の期間ですね。やっぱり徹底してですね、安全管理とかの面はですね、同社にお願いしてですね、安全運航に努めるように要望してもらえればなと思います。

それとですね、ちょっと質問ではないです、関連。

ちょっと休憩してください。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

じゃあ私、以上で質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

じゃあ一番しんがりでさせていただきます。じゃあ私のほうからは4項目ですね、質問をさせていただきます。まず1番目ですね。上下水道料金及び船舶貨物料金の滞納状況と整備についてです。私はこれまでですね、この議会において税や、あと使用料金等の徴収状況など、いわゆる本村の自主財源の確保についてを主なテーマとして質問してきました。そこで本議会においてですね、平成19年の特別会計が歳入不足とのことから、専決事項が数件上がっております。後ほど詳しい報告があると思いますが、私の一般質問に入る前に、各会計ごとの歳入不足額というのを教えていただきたいと思います。総務課長のほうでよろしく願います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの質問にお答えをいたします。平成19年度のまず一般会計のほうなんですけれども、端数はちょっと省略させていただきます。収入済額が約15億1,600万円、支出済額が14億4,000万円ということで、7,600万円の黒字です。それから特別会計、7つの特別会計がありますが、トータルで収入済額が10億3,500万円、支出済額が10億9,800万円ということで、約6,300万円の赤字です。内訳を一つずつ申し上げます。まず国民健康保険事業の特別会計、収入済額が1億6,000万円、

支出済額が1億4,800万円ということで、約1,200万円の黒字です。次に老人保健事業の特別会計、収入済額が約1億2,000万円、支出済額が1億3,400万円ということで、約1,400万円の赤字になります。それから簡易水道事業、収入済額が約7,300万円、支出済額が約1億400万円ということで、約3,100万円の赤字です。次に下水道事業特別会計、収入済額が約5,000万円、支出済額が4,600万円ということで、約400万円の黒字です。漁業集落排水事業特別会計、収入済額が約3,700万円、支出済額が3,300万円ということで、約400万円の黒字です。次に農業集落排水事業、収入済額が約500万円、支出済額が約480万円ということで、約20万円の黒字です。航路事業特別会計、収入済額が約5億9,000万円、支出済額が約6億2,800万円ということで、約3,800万円程度の赤字ということになります。一般会計、特別会計を含めまして見ますと、差し引き剰余金が約1,300万円の黒字ということになります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。ありがとうございます。歳入不足、そもそも上下水道ではその使用料金、航路では貨物料金、またあと運賃のクーポン関連ですね。の未収が原因の一つと考えられると思いますが、上下水道及び航路会計における平成20年度5月末までの未収額、いわゆる滞納額を教えてくださいませんか。まず上下水道のほうからお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの上下水道の滞納状況についてお答えいたします。御質問の上下水道の滞納の状況はお手元にお配りした資料のとおりであります。水道料金の滞納が著しく多額となっている内容を分析しますと、少ない件数で大きな滞納額となっています。数件の事業者の滞納額が全体の64%を占めており、事業経営悪化の要因となっています。昨年度から交渉に応じてもらえない事業所については、メーターの撤去を行っており、今年度も引き続き同様の措置を講じて徴収率の向上に努めてまいります。資料を配付してありますけれども、ちなみに簡易水道の滞納額が1,750万9,000円になります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。そうですね、資料のほうにあるとおりということですね。わかりました。あと航路会計、船舶課のほう、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

船舶課における貨物運賃の滞納状況について御説明いたします。平成19年度の滞納分、収納状況については207万9,000円が徴収済みということになっております。また平成20年度の貨物運賃の過年度分として、これは平成16年から平成19年度までの分を計上しておりますが、1,795万7,000円を今年度は見込んでおります。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。船舶運賃に関しては後で構いませんので、過年度分についての資料をいただけますか。

○ 船舶課長（宮村英美）

わかりました。

○ 6番（宮里祐司議員）

よろしく願います。わかりました。税の滞納者に関してはですね、これまで口座の差し押さえ等で滞納処理を強化しているようですが、特別会計もですね、この滞納処理の強化というものをですね、これ早急に取り組んでいただきたいと思います。先ほど答えていただいた上下水道及び航路会計の膨大な滞納を処理するためにですね、計画している滞納処理の具体的な方法というのがあれば、お聞かせください。両課長でいいかな…。総務課長、願います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。私、税政課もかねておりますので答弁させていただきますが、去年はですね、固定資産税とか住民税を中心に、厳しく差し押さえ等の対応させていただきまして、おかげさまで徴収率が現年度で95%を超えることができました。それで今年度なんですけれども、実は内部のほうでですね、税金、あと簡易水道等の使用量、さらに貨物運賃を含めた徴収対策チームというのを7月に発足をするということで準備を進めております。お互いでですね、やはり徴収に当たっての悩みとか問題点を共有して、今回は税も気を抜かずに徴収努力をしていこうということで、そういう対策をとっていこうと今進めているところです。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。力強い、またこの取り組みですね。ぜひこれは強化して取り組んでいただきたいと思いません。

あとですね、今確認した上下水道及び航路会計ですね。ここまで膨大な滞納額になってしまったことですね。これどのように分析していますか。願います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

決算の状況、先ほど総務課長のほうから報告がありましたけれども、水道特会の環境衛生課の中で特別会計は4会計あるんですが、その中で簡易水道だけ赤字決算で、約3,100万円相当の赤字になっています。滞納額がこれまでの合計で約1,760万円と、3,100万円との差なんですけれども、水道料金の年間の見込みを出す場合にですね、平成18年まではかなり漏水対策でいわゆる給水等の制限がかかっておりましたけれども、平成19年度の6月からは制限給水はございません。給水量をちょっと過大に見た経緯もあります。それと平成20年度の1月から3月までは料金改定の予定もしておりました。その分が約300、400万円弱の額になります。残りが過大見積りというようなことなんです。じゃあ水道の配水量、いわゆるどれだけ水を供給したかということなんです。平成18年度より平成19年度は6,000トンも水を多く供給をしています。欠航等による観光客の減、それとあと年末年始の。これもちょっと調べてみたんで

すが、かなり激減をしていますので、そういう宿泊客の減が大きく影響をしているのかなというふうに分析をしております。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

船舶課については平成16年度から平成19年度までのまかないの分ということで、今件数が平成16年度は71件、平成17年度では74件、平成18年度では84件、平成19年度で92件の滞納があるんですが、その中でも特に大口の滞納者が5事業所ありますが、大半をそれが占めていますのでその辺の強化をして家庭をもっと、先ほど総務課長からありましたけれども、そういうチームでもって徴収を強化していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。参考までにお聞きしたいんですが、昨今ですね、この燃料費の高騰が国内の大きな社会問題となっております。特に船舶の燃料費高騰問題はですね、例えば漁船が海に出られないとか、先島航路が運休するなど、各方面で痛手となっておりますが、本村の航路事業も燃料費の高騰で、このままの状態では大幅な赤字が見込まれるのではないのでしょうか。隣村の渡嘉敷村では平成19年から、昨年4月から料金の値上げを実施していますが、本村は船舶運賃の値上げの計画があるのでしょうか。またあるとすれば、実施はいつごろから予定しているのでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの宮里議員の御質問にお答えします。宮里議員御指摘のとおり、原油価格の高騰により本村の航路事業においても大きな影響を受け、平成18年、それから平成19年度において大幅な赤字決算になりました。現在大変厳しい経営状況にあります。住民の生活航路として維持するためにも、適正な運賃改定の見直しを図る必要があると考えております。4月に行われました村づくり意見交換会の中でも、運賃改定に至った経緯などを御説明しましたが、7月の中旬までにはさらに各字において説明会等を行い、今年度10月1日からの実施に向けて作業を進めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

上下水道はどうですか。値上げの件は。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

決算で大幅な赤字を出しておりますが、その要因がいわゆる滞納繰越分がかなり入っています。こういう状況の中で料金の改定といったら非常に厳しいものがあるかなというふうに受けとめています。これまで発会等で、それと4月に行った村政懇談会等で滞納もあるんじゃないのかというような質問も出ておりました。やっぱり改定を今予定はしております。できれば9月からということ考えておりますけれども、その前に住民から質問があった滞納額をどうするかですね。これをある程度成果を上げないと、かなり理解は厳しい

のではないかとというふうに考えております。先ほどの内部での徴収チームとも連携をとりながらですね、少しでも収納率が向上するように努力をしていきたいと思っております。今メーターの撤去を5件やっておりますが、全部で8件あったんですが、3件は納付をして戻しましたけれども、なかなか納めてくれない状況にありまして、もう強制的な措置ではあるんですが、収納というのは思っていたよりちょっと厳しい感じはしています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。滞納処理を行うことはですね、先ほども申しましたように自主財源の確保ですね。につながりますし、あと利用者負担の公平を確保することにつながりますので、早急に取り組んでいただきたいと思います。滞納整理に関しましては次回もまた継続質問で取り上げていきますので、よろしくをお願いします。

2つ目ですね。座間味村内の校舎の老朽化及び耐震問題について。先週ですね、岩手、宮城のほうで内陸地震が起りまして、多数の死傷者が出たばかりです。その前はですね、中国のほうでも地震がありまして、あちらのほうでは校舎のほうが倒壊して、たくさんの子供たちが命を落としたというような報道がされてきました。もちろん校舎という部分には限らずですね、公共施設というのですね、こういうふうな大きな災害があった場合には避難所ということで利用されますので、もちろん座間味役場も該当しますし、あと総合センターとか、今後どうしても入ってくるがあります。今回はですね、学校の校舎ということで絞って質問事項を挙げておりますが、座間味村内3校ある学校のうちですね、この耐震対象の校舎というものが何棟あるのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

ただいまの宮里議員の座間味村における3校ありますけれども、その耐震状況の質問です。本村の校舎、3校ですけれども、対象はこれは昭和57年以前に建設された建物が対象です。それで座間味小中学校が6棟、阿嘉小中学校が1棟の計7棟が対象であります。慶留間小中学校及び座間味幼稚園、阿嘉幼稚園はいずれも該当建物ではありません。慶留間は今、慶留間の小中学校の校舎を間借りしております。平成18年度に耐震の優先度調査がありまして、これは文科省からの調査でありますけれども、優先度がありまして、ランクは1から5まであり、本村はランク4が1棟、これは座間味の学校の1階の図書館ですか、それが4ですね。あと5が6棟ですね、座間味と阿嘉含めて。1から5までというのは、1、2が優先的に早く耐震対策ですか、補強工事等を文科省からの指示があります。4、5はまだ余裕がありますので、早い時期に村財政当局と協議を重ねてですね、厳しい財政でもありますし、早い時期に改築をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。ちなみにこれ、1ランク上がるのは何年とかあるんですか。例えば4から3に上がるのは。

○ 議長（宮平秀保）

宮城 武教育課長。

○ 教育課長（宮城 武）

これはまた第2次診断とありまして、その診断をしないとイケませんので。学校には今4の図書館のほう

が耐力が落ちるか落ちないかだと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。これも早急に対応しないといけないということですよ。村長にお聞きします。この老朽校舎の改築に関しましては、これ沖縄第3次振興計画の第3章でしたかね、振興施策の展開ですか。こちらの教育及び地域文化の振興という部分で明文化されていると思いますが、この振興計画ですね、平成23年…、平成22年度までですか、平成23年の3月までということだとちょっと認識しているんですけども、この要するに高率補助が適用されるこの平成23年の3月までの間に、耐震対象校舎の建てかえ、もしくは補修の計画というのは立てられていますか。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

確かに今、宮里議員から御指摘のあったようにですね、沖縄振興高率補助特別措置法ですか、の中での高率補助というのは平成22年、23年の3月で切れるんだよね、平成22年度だからね。切れますので、一応それまではという形で当初計画を練ってきたんですけども、どうしても我が方がですね、今財政上の財政の逼迫ということで、いわゆる新しい起債というんでしょうかね。それが今できにくい状態になっております。そういったものがありますので、きょうここですね、ああですこうですという話はできませんが、一応考えているのは平成23年度以降、高率補助はなくなりますけどね。というような形になっていくかと思っております。これはぜひ私たちもこの高率補助についてはですね、また沖縄振興開発特別措置法が継続されるかどうか知りませんが、そういったような制度をひとつ続けていただくように要請をしていく考えは持っております。この法律内での整備というのはかなり難しい状況にあります。ということでお答え申し上げておきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。そうですね、財源不足という部分がどうしてもやっぱりネックになってくるんですよ。いろんな部分ですけども、必ずそういうことで見送られているのが多々今までありましたので、この議論に関してはですね、ぜひ教育長、あと担当課長も含めて、総務課とあと村長のほうとも議論を重ねていただきたいんですけども、今すぐというわけにはね、もちろん返事はできませんので、この件に関しましてはまた引き続きこう継続質問等で行っていきたく思いますので、よろしくお願ひします。

じゃあ3番目ですね。エコツーリズム推進法、進捗状況について。昨年、平成19年6月の定例議会で国内認定第1号を目指してくださいと一般質問をいたしまして、法律施行後早い時期に適切なアクションがとれるように動いていきたいと考えておりますと回答をいただきました。が、以後のですね、現在までのこの進捗状況についてお伺ひします。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今お話がありましたように、昨年交付されましたエコツーリズム推進法に基づく登録の第1号ということで、我々も努力をしてきたところでございます。特に環境省那覇事務所のほうからはですね、非常にもう絶大な御協力をいただきまして、向こうの予算を使いまして座間味、渡嘉敷のほうのエコツーリズム推進協議会設置要綱案というの、この策定まで非常に向こうのほうの御理解、御協力をいただいたところです。ただ大変身内のことで恥ずかしい話になりますけれども、実はこの設置要綱案自体がですね、法律の内容とは合っているはずなんですが、例えばその我々座間味村、渡嘉敷村が縛られています地方自治法との関係の中で、これが本当に適正な形になるかどうかということの詰めをですね、この間我々の事務方、渡嘉敷の事務方とやってきていないところです。これをクリアしないと、最終的にやらなければいけないのが、今これ設置要綱ということになっていきますけれども、これを例えば条例でやらなければいけないのか、単なる設置要綱でいいのかということの最終確認を急いでやらないといけないことがあるというふうに今考えています。この辺を踏まえて進んでまいります、一方、環境省さんのほうも非常に積極的に動いていただく中で、こういうふうな形のもの、今年中にやるのであればこういうふうな日程が必要ですよというスケジュールを環境省さんにつくっていただいていますので、できればこのスケジュールにのっとってですね、できるような形で我々の事務方としての準備と、あとまた地域の事業者、当該の事業者との調整等も進めていながら、できればこのスケジュールに乗る形で、可能な限りこれに乗る形で努力をしたいなというふうに考えています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。そうですね、今、幸地さんおっしゃられた全体構想認定に向けたスケジュール案というのですね。これに今およそこのとった形でスケジュール等を当てはめて進んでいくという案ですよ。わかりました。

あと部会ですね、部会のほうでももちろんダイビング関連の業者がこう中心となってやっているんですけども、その座間味、阿嘉、渡嘉敷のほうでですね、この部会のすり合わせといいますか、その辺がこううまくどうも順調に進んでいないような話がよく地域住民の方からも聞こえてくるんですが、きのう行われた会議はこの推進協議会、何か設立するとかしないとか、すごいこう情報が錯綜していて、行く行かないとかもう何か、とにかくすごく情報が少ない、乏しい中で、みんな手探りでこういう情報を集めている状態だったんですけども、きのうはどういった話し合いが行われたんでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

最初ですね、総会、きのう慶良間自然環境保全会議の総会、理事会ございましたけれども、その総会の前にはですね、関係者の皆さんとちょっとお話をしまして、今申し上げたとおりこの部会のさらに上位にありますこの推進協議会自体がですね、役場の組織として設置すべきものなのか、それとも例えばその自然環境保全会議みたいな形で、皆さんの任意の組織として設置して構わないものなのかというふうな、法的な部分でですね、ちょっと解釈がうまくできていないところがあります。役場のほうでやるということであれば、当然さっき申し上げたようないろんな手続が必要になりますので、それを確認して役場がやるべきであれば役

場はちゃんとやりますから、きょうの時点で協議会設置ということはやめていただきたいということをお願いしまして、協議会設置ということではないということになっています。ただですね、今後は例えば準備会みたいなものを改めて持つというようなことではなくて、きのうの時点でこの自然環境保全会議と、あとまた那覇のほうからの安対協の皆さんとか御参加でしたので、そちらのほうの全体としての意見として、これまでとりまとめてきたこのいろんな規約関係をもとにして両村とも取り組んでもらいたいという意見をいただいたというふうに理解をしています。ですから、きのうの時点でこの協議会が設置されたということでありませぬけれども、既にでき上がっているこの規約をもう本当に基本のモデルとして、今後我々は取り組んでいくんだということはきのうの時点で確認したということになっています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。役場と各主体の役割とかありますけれども、やっぱり役場はですね、日程調整、あと会議の準備とかですね、意見調整等が主な役割として位置づけられていますので、日程調整ですね、そういったやっぱりこの連絡のほうもですね、こうなかなかうまく機能していない状況がかなり見えますので、やっぱり担当課の職員も含めてですね、いま一度こう話し合いをしていただいて、業務がですね、確かにいろいろたくさんこう入ってきていますからね、業務が多いとかそういった部分もあると思いますが、それもぜひ調整してスケジュールどおりですね、交通リズムの推進協議会の立ち上げと、あと認定まで進めていただきたいと思います。以上です。

じゃあ最後ですね、放置船舶、自動車の調査と処分についてです。主にですね、今現状として港湾域に集中してこう陸揚げをされています小型船舶、あと自動車等があると思いますが、中にはですね、何十年もこう放置の状態、いわゆる十分な管理というものがなされていない、危険なこう物が多数見受けられます。これは年に1回ですね、港湾域の掃除をダイビング協会のほうで行うんですけども、もう毎年ですね、この船はどうなるんだとか、もう何年も、5年も6年もずっと同じところにあるような船がたくさんあります。捨てるにも捨てられない、持ち主もだれかわからないというのが結構あります。そういった十分な管理がなされていない船舶及び自動車の調査ですね、あと持ち主の特定、また十分な管理がなされていないものには改善命令を出す。これは管理者としてですね、これは役場の責任だと私は思うのですが、今まで調査、あとこの改善命令等を出したとか今までありますか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの放置船舶、自動車の調査と処分、港湾区域に放置された船舶がありますが持ち主や処分方法について伺いますという質問にお答えいたします。御質問の港湾区域の放置船舶においては、今後の使用について所有者の意見を聴取し判断する必要があります。一方、既に廃船状態にあると思われる船舶については所有者の責任において、産業廃棄物としてFRP船リサイクルシステムにより適正に処理するよう指導してまいります。また所有者不明の船舶については、港湾管理者の沖縄県が同様に処理することとなります。車両につきましては所有者に通知して、自動車リサイクルによる処理を行っております。また所有不明車両については、金属類の搬出時にフェリーで本島へ搬出をして片づけております。改善命令なんですけれども、一部破損した船舶とか、所有者が明らかであるものについては撤去するように改善指導はやっておりますけれども、なお修理をして使うというようなことで、その後も修理をされていないんですけれども、一応そういうことで口頭で連絡はしてあります。あと港湾区域内ですから、所有者が不明なものについては沖縄県の

ほうで処理をするというような、処理のシステムとしてはそういう形になっているようです。車なんですけれども、港湾区域内に今現在また4台持ち込まれております。これにつきましても所有者がほとんどもうわかっていますので、自動車リサイクル法でフェリーで運ぶような手続をするよう指導しています。1台についてはナンバープレートがついていまして、これは使うということで本人からプレートつきのものについては申し出があったものですから、これについてはもうちょっとタッチできないという状況です。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。直接の管理者としては沖縄県のほうが直接の管理者。要するに座間味村のほうとしては、それをどういうふうな立場になるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

最近、先月のニュースでもやっているのを私たまに見たんですけども、泊港のほうに廃船があります。県の農林サイドのほうでですね、調査をして予算措置をして処理をするということで、漁港の場合は農林、あとは地方港湾は港湾課というのがありますけれども、処理費用等については県のほうで。ただ市町村とのかかわりなんですけれども、現場はどうしても市町村が委託管理していますので、修理をする船舶なのか、廃船なのかというのは県と連携をとって報告等、そういうものを調査等をやってですね、早目に処理できるような体制をつくることは市町村が協力すべきだと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。そうですね、改善命令は最初にやっぱり出してですね、それでだめな場合は、もちろん廃船であれば県のほうが補助で処理をしてくれるということですね。FRPの先ほど言ったこのリサイクルの処理方法だとかも把握しているということですので、台風シーズンですね、これから突入していきますので、危険な船ですね、そういったものは改善命令をしっかりと出していただきたいと思います。私の質問は以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで一般質問を終わります。

日程第6．議案第25号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第25号

#### 専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

## 記

- 1 専決処分した内容 平成20年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成20年4月17日
- 4 専決処分の理由 座間味小中学校の変電設備が老朽化により危険な状態にあり、早急に補正予算を編成して、取替え工事を行なう必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成20年6月18日提出

提出者 座間味村長 仲村三雄

（提案理由）

平成20年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成20年度座間味村一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成20年4月17日

座間味村長 仲村三雄

## 平成20年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

平成20年度座間味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,051,103千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年4月17日

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
16 繰入金		5,013	4,079	9,092
	2 基金繰入金	5,012	4,079	9,091
18 諸収入		8,892	560	9,452
	4 雑入	8,887	560	9,447
歳入合計		1,046,464	4,639	1,051,103

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
10 教育費		151,095	4,639	155,734
	2 小学校費	28,179	4,639	32,818
歳出合計		1,046,464	4,639	1,051,103

詳細については、前に全体協議会で説明したようでございますの省略させていただきます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第25号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について）は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第26号 専決処分の承認について（平成20年度老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

## 議案第26号

### 専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

#### 記

- 1 専決処分した内容 平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成20年5月23日
- 4 専決処分の理由 平成19年度座間味村老人保健事業特別会計においては、市町村が支弁する老人医療費の支弁状況により、国・県の負担金額変更を行なっているが、平成20年3月に変更決定の平成19年度老人医療支弁額見込額が実績を下回ったため、歳出に対し、歳入が不足していることが判明し、繰上充用の手続きが必要となった。また、医療給付費に関しては、その確定額が予算額を上回り早急に補正予算を編成する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成20年6月18日提出

提出者 座間味村長 仲村三雄

#### （提案理由）

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月23日

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,863千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年5月23日

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 支払基金交付金		6,114	6,069	12,183
	1 支払基金交付金	6,114	6,069	12,183
2 国庫支出金		4,050	12,093	16,143
	1 国庫負担金	4,050	12,093	16,143
3 県支出金		1,013	2,507	3,520
	1 県負担金	1,013	2,507	3,520
歳入合計		12,194	20,669	32,863

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 医療諸費		12,189	6,000	18,189
	1 医療諸費	12,189	6,000	18,189
2 諸支出金		4	19	23
	1 償還金	3	19	22
4 前年度繰上充用金		0	14,650	14,650
	1 前年度繰上充用金	0	14,650	14,650
歳出合計		12,194	20,669	32,863

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○ 議長(宮平秀保)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 専決処分の承認について(平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 専決処分の承認について(平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について)は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第27号 専決処分の承認について(平成20年度座間味村一般会計補正予算(第2号)について)から、日程第10. 議案第29号 専決処分の承認について(平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)について)を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長(仲村三雄)

議案第27号

#### 専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

#### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 専決処分した内容 | 平成20年度座間味村一般会計補正予算(第2号)について  |
| 2 専決処分の内容  | 別紙のとおり   |
| 3 専決処分した日  | 平成20年5月30日   |
| 4 専決処分の理由  | 平成19年度航路事業特別会計及び簡易水道事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明した。そのため、繰上充用を行なうための補正予算を編成する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分した。 |

平成20年6月18日提出

提出者 座間味村長 仲村三雄

(提案理由)

平成20年度座間味村一般会計補正予算(第2号)について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成20年度座間味村一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月30日

座間味村長 仲 村 三 雄

平成20年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

平成20年度座間味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,094,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年5月30日

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
17 繰越金		7,000	43,679	50,679
	1 繰越金	7,000	43,679	50,679
歳入合計		1,051,103	43,679	1,094,782

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
4 衛生費		131,239	29,322	160,561
	1 保健衛生費	62,728	29,322	92,050
13 諸支出金		7	14,357	14,364
	2 公営企業費	1	14,357	14,358
歳出合計		1,051,103	43,679	1,094,782

## 議案第28号

### 専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

#### 記

- 1 専決処分した内容 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成20年5月30日
- 4 専決処分の理由 平成19年度座間味村簡易水道事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明したため繰上充用の手続きをとることとし、出納閉鎖期日までに補正予算を編成する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成20年6月18日提出

提出者 座間味村長 仲村三雄

#### （提案理由）

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

#### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月30日

座間味村長 仲村三雄

#### 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,145千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年5月30日

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 簡易水道事業収入		45,283	2,000	47,283
	1 営業収入	45,283	2,000	47,283
3 繰入金		40,733	29,322	70,055
	1 繰入金	40,733	29,322	70,055
歳入合計		129,823	31,322	161,145

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 前年度繰上充用金		0	31,322	31,322
	1 前年度繰上充用金	0	31,322	31,322
歳出合計		129,823	31,322	161,145

議案第29号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成20年5月30日
- 4 専決処分の理由 平成19年度座間味村航路事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明したため繰上充用の手続きをとることとし、出納閉鎖期までに補正予算を編成する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成20年6月18日提出

提出者 座間味村長 仲 村 三 雄

(提案理由)

平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

### 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月30日

座間味村長 仲 村 三 雄

### 平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度座間味村の航路事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ586,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年5月30日

座間味村長 仲 村 三 雄

### 第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
1 事 業 収 入		547,858	38,541	586,399
	1 運 航 収 入	546,354	22,961	569,315
	2 営 業 収 益	1,501	1,223	2,724
	3 営 業 外 収 益	3	14,357	14,360
歳 入 合 計		547,863	38,541	586,404

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
7 前年度繰上充用金		0	38,541	38,541
	1 前年度繰上充用金	0	38,541	38,541
歳 出 合 計		547,863	38,541	586,404

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。ひとつよろしく御審議お願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

一般質問と似てますけどね、船舶の290万円の21・ざまみの未払い金がありますけれども、先ほど聞き忘れたんですけれども、その解消に向けて具体的な何というんですか、あれは、本策は出ているのか出ていないのか。これ村も関係していますので、これを承認する前に一応そういったものでも既にわかっているわけですから、明確にしないと今後の船舶運賃の値上げについてもとても影響すると思います。それと特定の悪質な水道、事業者の滞納分についても、ただ水道をとめるんじゃなくて、法的措置をとるのか、個人情報とありますけれども、事業所知っているんだったら事業所名を公表してもいいんじゃないかというぐらいに考えていますけれども、もっと強行的な、地域住民が納得いく形での取り組みをすべきだと思います。そういったことを答弁いただいて、この専決処分については承認という形にしないといけないと思いますけれども、どうでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美船舶課長。

○ 船舶課長（宮村英美）

ただいまの21・ざまみの貨物滞納分の徴収についてなんですが、21・ざまみからは支払計画書をつくって、計画を立てて支払いをしていきたいというお話がありましたので、そのとおりにこちらもそういう相談にも乗っていきながら徴収していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

簡易水道、ちょっと大幅な赤字になってしましまして、大変申しわけないと思っております。この滞納分の徴収につきましては、先ほどの一般質問等でも、ちょっと重複しますけれども、量水器の撤去等、そういう強制措置をとってですね、できるだけ収納率を上げようということを実施してきたんですけれども、残念ながら滞納分の徴収額は平成19年度で176万1,000円、平成20年5月出納整理期間で87万6,000円で、滞納額の全部の徴収額が263万8,000円しか徴収できませんでした。全額でどれだけあるかといいますと、約1,700万円相当ですから、非常に低い収納率だったということになります。現在もメーターを撤去している世帯はありますけれども、もうやむを得ないと思います。長期にわたって納付がないところはですね。それと税等で強制執行というんですか。差し押さえ等ありますけれども、税と公共料金の扱い、徴収法というのが若干違うようです。今回チームをつくりますので、その中で公共料金についても差し押さえ等ができるかですね、いろいろと法的な研究をして、早い時期に徴収率を高めていきたいと考

えております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

これは事業者と聞いたんですけども、聞くところによるとまだ営業もしているということで、その衛生管理法ですか。そういったものに相当引っかかると思うんですけども、そこら辺の事実確認はとれているんでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

確かに撤去をしている中で、事業所等が含まれております。営業的なものでいろいろと問題あると思います。村としては事前に通知はしていますので、事業所がどう判断するかですね。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今、保健所との関係ですよね。これは環境衛生課は通知だけで資料とそういったのはするあれはないんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

もちろん営業には水道水を使用するというのが前提ですので、事業所には営業にかかわりますということはおっしゃっております。ただ保健所のほうに、これから長期にわたって滞納するということでしたら、保健所のほうにも連絡をして、そういうことで営業の再開に向けてですね、いわゆる滞納分の整理と。我々は一気に全部取るということはやっぱり不可能だと思っていますので、分割納付を促してきたんですけども、それにも応じなかったということですから、再度保健所に相談をしますという連絡を早急にやりたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

これ環境省が発令した場合にはこれ…。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この繰り上げ充用についてちょっとお聞きしたいと思います。繰り上げ充用につきましては、非常にあの、

ちょうどこの会計の閉鎖のときにですね、ここの支出金等とかまた地方債とか、そういった町税等の収入が不足して歳出が多いときにまず繰り上げ充用するよね。これは公共の方々はやはり赤字決算というのではありませんのでこのようになっていてございますけれども、今こちらのこの繰り上げ充用を見たらですね、繰り上げ充用をするこの予算の財源というのは、翌年度の予算からやらなければいけないというのがあるわけですね。だから、これ見たら一般会計の、まだ私どもが承認もしていない繰越金が4,300万円も上がってきているんですよ。この処理というのは、これ決算というのは承認やる、このお金というのはこちらで承認しないと使えないですよ。それもわからないで、これ決算が終わってから繰り入れしておいて、後で残りの補正をやればいいんですよ。だから今、老人のほうの国庫の支出金の場合においても、やはりまだ払えなかったからもう1回補正をやると思うんですけども、この一般財源から入れるというのは、ちょっと私はですね、この事務的な処理というか、非常にもう少し勉強したほうがいいんじゃないかと思っていますね。一応翌年度のものから入れておいて、次にこれが承認されて余ったら返せばいいですよ、またこの金がなかったらですね。だから、こういったものがちょっと不思議でたまらないですね。だから、このように一応上がってはきているんですけども、だから今、この4,300万円という一般会計の、これまだ決算の剰余金というのはまだ承認されていませんよ。この金はどうして流用になっていますか。その返事をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。ここで計上するというのは確かに手続上、好ましくないかとは思いますが、計上できかないことはないと思います。当初予算にもたしか700万円程度計上してあったかと思うんですけども、ただですね、非常に今一般財源は財政調整基金ももうほぼ1,000万円ぐらいしかありませんので、これはもう苦渋の選択ということで、仕方なく繰越金を計上したというところです。先ほど申し上げたとおり、7,600万円程度の剰余金が見込めるということで、そういう手続をとらせていただきました。ぜひ御理解お願いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

とにかく一部はですね、皆さんが承認すればそれでいいんですけども、とにかくまだこの繰越金というのは、私の中ではまだ承認していないわけですね、議会のほうで。だからこういったのは今言うように、何回もありますけれども、特にこの繰り上げの充用におきましては、やはりもっと慎重にしないと、翌年度の予算でまた充てて後で補正やるというようなことがないように、今後はその件につきましてですね、注意してもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに。進行してよろしいですか。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、金城勝英議員が話しましたように、今回は専決の事項がかなり多いんだよね。5月に臨時議会をやつとけばよかったんじゃないかなと。1つ、2つじゃなくてこんだけあるんだったら、ちょっとした議会が開けたんじゃないかなと思うんで、多いときには臨時議会でもやって、十分説明してからのほうがいいと思

ますので、その辺はちょっと考慮していただきたいなと思っております。ただそれだけです。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに。進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第27号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第28号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第29号 専決処分の承認について（平成20年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について）は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第30号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）から、日程第12. 議案第31号 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）までを一括議題とする。

本案について提案理由の説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第30号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

## 記

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成20年4月30日
- 4 専決処分の理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）及び地方税法施行例及び国有資産等所在地市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）が平成20年4月30日公布されたことに伴い、同日において座間味村税条例の一部を改正する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成20年6月18日提出

提出者 座間味村長 仲村三雄

（提案理由）

座間味村税条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、座間味村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成20年4月30日

座間味村長 仲村三雄

議案第31号

## 専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

## 記

- 1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成20年4月30日
- 4 専決処分の理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）及び地方税法施行例及び国有資産等所在地市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）が平成20年4月30日公布されたことに伴い、同日において座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったが、議

会を召集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成20年6月18日提出

提出者 座間味村長 仲村三雄

(提案理由)

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成20年4月30日

座間味村長 仲村三雄

ひとつよろしく御審議のほど、お願いします。

#### ○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例

の一部を改正する条例について) は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 報告第1号 平成19年度座間味村繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提案理由の報告を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

平成19年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成19年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成19年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	県支出金	起債		負担金
8	2	村道座間味阿佐線道路改良事業	円 270,000,000	円 186,145,000	円 0	円 148,833,000	円 0	円 37,200,000	円 0	円 112,000
11	2	村道慶留間阿嘉線災害復旧事業	円 165,865,000	円 63,942,000	円 0	円 57,844,000	円 0	円 4,600,000	円 0	円 1,498,000
合計			円 435,865,000	円 250,087,000	円 0	円 206,677,000	円 0	円 41,800,000	円 0	円 1,610,000

平成20年6月18日提出

座間味村長 仲村三雄

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

これで報告を終わります。

日程第14. 議案第32号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第32号

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年6月18日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年6月18日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
歳 入	合 計	161,145	0	161,145

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
1 簡易水道事業費		69,468	0	69,468
	1 営 業 費	69,468	0	69,468
歳 出 合 計		161,145	0	161,145

これも前に説明されたようですので、詳細は省かせていただきます。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第32号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第33号 南部広域行政組合格約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第33号

南部広域行政組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成20年7月1日から南部広域行政組合の共同処理する事務の一部を「ごみ処理広域化計画及び施設整備に関する事務」に変更し、当該共同処理事務を共同処理する市町に糸満市を加え、南部広域行政組合格約を別紙のとおり変更する。

平成20年6月18日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

## 提案理由

平成20年7月1日から南部広域行政組合の共同処理する事務の一部を「ごみ処理広域化計画及び施設整備に関する事務」に変更し、当該共同処理事務を共同処理する市町に糸満市が加わることに伴い、南部広域行政組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案する。

ひとつよろしく御審議のほど、お願いいたします。

### ○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 南部広域行政組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第33号 南部広域行政組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 同意第2号 座間味村教育委員会委員の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

仲村三雄村長。

### ○ 村長（仲村三雄）

同意第2号

#### 座間味村教育委員会委員の同意について

下記の者を座間味村教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所	座間味村字阿嘉2番地
氏 名	金城 哲 夫
生年月日	昭和31年6月25日

平成20年6月18日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

## 提案理由

教育委員会委員を任命するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

ひとつよろしく申し上げます。

### ○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

### ○ 議長（宮平秀保）

再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 座間味村教育委員会委員の同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって同意第2号 座間味村教育委員会委員の同意については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 同意第3号 座間味村教育委員会委員の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

仲村三雄村長。

### ○ 村長（仲村三雄）

同意第3号

#### 座間味村教育委員会委員の同意について

下記の者を座間味村教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 座間味村字阿嘉10番地  
氏 名 喜屋武 栄 宏

平成20年6月18日提出

座間味村長 仲村三雄

提案理由

教育委員会委員を任命するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

さっきのものは同意第1号でしたか。2号でしたよね。金城 弘のはね。何で、最初は1号でしたでしょう、あれは。差しかえたの。なかった。私のところがないんだが。

○ 議長（宮平秀保）

ただいまの質問、5番 金城英雄議員の質問は訂正します。削除します。

進行してよろしいですか。まだ質問ありますか。

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

この間、議会終わった後から村長が説明に来て、そのときの話なんです、金城 弘はここに住所がないからできるかなという話があったので、それからまたこの喜屋武栄宏に話が出たんですが、そのときに喜屋武栄宏は区長もしているし、学校の管理もしているからということで、1人で2つも3つも兼ねるということはちょっと公平性がないということで意見もあったんですがね。それで区民からの苦情も何も出ないのかどうか。何か話によると、住民票はなくても関係はないという話もあるんですが、この件はどうなっていますか。ちょっとお聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

今の件につきまして、私のところで人選をするときにですね、いろいろ皆さんにも相談しながらやってきました。それで先ほどのいわゆるこの条例上ですか、地方自治法上ですか、教育委員はこの地域に住所がなくても選べるということがそういうふうに規定されています。けれども、やはりできるだけ地域にかかわりの多い方がいいということで、私の判断ですけれども、そういうことでお二人を推薦したところでございます。それから仕事はかなり多いんじゃないかということにつきましては、本人の御意見も聞きまして、やはり自分も学校にもかかわっているし、区長もしながらその仕事もやってみたいというふうな同意もありましたので、そのように提案をしているところでございます。ひとつよろしく願いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

よろしくお願ひいたします。でございますが、とにかくなぜそういうことでしたら最初にそういう方を出してきて、名乗っておけばよかったんですが、せつかく出てきた人を却下するということは、その本人に対してもちょっと違和感がないのかなと私は思うんですよ。それでこういう意見を出したわけですが、今後こういうことのないようにですね、お願ひしたい。それから区長としてもですね、本当は私はやってほしくないです。なぜかと言いますと、仕事のない人がたくさんいますのでね、阿嘉にも。だから、こういう一、二万円の給料でもみんなに与えてほしいと、仕事をね。そういう観点から私はそういう意見を出したわけでございます。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質問ありませんか。質疑ありません。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 座間味村教育委員会委員の同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって同意第3号 座間味村教育委員会委員の同意については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

日程第18. 発議第9号 義務教育費国庫負担率の2分の1への復元及び30人以下学級実現のための意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

資料部分（※資料なしのため未入力）

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号 義務教育費国庫負担率の2分の1への復元及び30人以下学級実現のための意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第9号 義務教育費国庫負担率の2分の1への復元及び30人以下学級実現のための意見書は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は終了いたします。

どうもお疲れ様でした。

閉 会 (午後5時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 宮 里 祐 司

署名議員 宮 里 清之助